資料－13　熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱等

①地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱（熊谷市）

熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業を実施するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成１７年熊谷市規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業等）

第２条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、平成２６年５月２９日付雇児発０５２９第１８号地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づく事業とし、補助金の額は、別表に定めるもののほか、埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱別表補助基準額の欄の規定により算出された額とする。

（補助金の交付申請）

第３条　規則第５条第１項の申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。

２　規則第５条第１項第２号から第４号までに掲げる事項は、記載することを要しない。

３　規則第５条第１項第５号の規定により市長が定める事項は、実施形態及び補助金の額とする。

４　規則第５条第２項第１号から第４号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

５　規則第５条第２項第５号の市長が定める事項は、補助事業に係る歳入歳出予算書及び事業計画書とする。

（補助金の交付決定）

第４条　規則第８条第１項の交付決定通知書及び同条第２項の通知書の様式は、それぞれ様式第２号及び様式第３号のとおりとする。

（交付の方法）

第５条　この補助金は、概算払いで交付することができる。

（実績報告）

第６条　規則第１２条の報告書は、様式第４号のとおりとし、報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して１０日を経過する日とする。

２　規則第１２条の規定により市長の定める書類は、補助事業に係る歳入歳出

決算書とする。

（補助金の確定通知）

第７条　規則第１３条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第５号によるものとする。ただし、確定した補助金の額が第４条の規定により通知した額と同額の場合は、当該通知を省略することができる。

（補助金請求）

第８条　規則第１５条第２項の交付請求書の様式は、様式第６号のとおりとする。

（補助金の返還）

第９条　規則第１７条の規定により補助金の返還を命ずるときは、様式第７号により行うものとする。

（書類の整備等）

第１０条　補助金を受けた者は、補助事業に係る収支の状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

２　前項の帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２０年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２１年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２２年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２４年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２５年度補助金から適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２６年度補助金から適用する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱は、令和２年１月１６日から適用する。

（経過措置）

３　令和２年４月１日前に第１条の規定による改正後の熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱別表に規定する補助対象事業の用に供した経費に係る補助金の交付については、同表の規定は、第２条の規定による改正後の熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱の施行後もなおその効力を有する。

別表（第２条関係）

補助対象事業	補助金の額
新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に必要な経費（飲食物の購入等に要する経費を除き、５００，０００円を超える場合にあっては、５００，０００円）

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号(第３条関係)

地域子育て支援拠点事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

熊谷市長　氏　　名　　宛

所 在 地
団 体 名
代表者名

熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金の交付を受けたいので、熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱第３条の規定により申請します。

記

１　実施形態	一般型　（　　日型　・常勤　有　　無　）	
	加算項目（　　）	
２　補助金交付申請額	金　　円	

３　添付資料

様式第２号（第４条関係）

地域子育て支援拠点事業費補助金交付決定通知書

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

熊谷市長　　氏　　名　　印

年　　月　　日付けで申請のあった熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金については、下記のとおり交付金を決定したので通知します。

記

１　交付金額　　金　　円

２　支払方法

様式第３号（第４条関係）

地域子育て支援拠点事業費補助金不交付決定通知書

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

熊谷市長　　氏　　名　　印

年　　月　　日付けで申請のあった熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金については、下記の理由により交付いたしません。

記

理　　由

様式第４号（第６条関係）

年　　月　　日

地域子育て支援拠点事業費補助金実績報告書

熊谷市長　　富　岡　　清　　宛

所 在 地
団 体 名
代表者名

年　　月　　日付け文書記号第　　号で交付決定通知のあった熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金の実績報告を、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　補助金額　　円

２　補助事業の成果　　別紙事業報告のとおり

３　添付資料

様式第５号（第７条関係）

地域子育て支援拠点事業費補助金確定通知書

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

熊谷市長　　氏　　名　　印

年　　月　　日付けで実績報告のあった補助事業については、下記のとおり補助金の額を確定しました。

記

１　交付決定通知額　　金　　円

２　交付確定額　　金　　円

様式第６号（第８条関係）

地域子育て支援拠点事業費補助金精算（概算）払請求書

年　　月　　日

熊谷市長　　氏　　名　　宛

所　在　地
団　体　名
代 表 者 名

年　　月　　日付け文書記号第　　号で交付決定通知のあった熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金の精算払（概算払）を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

１	交付決定額	金	円
２	交付確定額	金	円
３	概算払受領済額	金	円
４	今回請求額	金	円
５	残　　額	金	円
６	振　込　先		

銀行
＿＿＿＿＿信用金庫　＿＿＿＿＿支店
農協

普通預金　　口座番号　＿＿＿＿＿

フリガナ
口座名義　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第７号（第９条関係）

地域子育て支援拠点事業費補助金返還命令書

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

熊谷市長　　氏　　名　　印

年　　月　　日付けで交付した補助金については、次のとおり返還を命ずる。

記

１　返還金額　　金　　円

２　返還期限　　年　　月　　日

３　返還方法

４　理　　由

②地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱（埼玉県）

埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱

（交付の目的）

第１条　この補助金は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６１条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第５９条第９号に規定する地域子育て支援拠点事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

２　前項の補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象）

第２条　この補助金の交付の対象は、平成２６年５月２９日付雇児発０５２９第１８号「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に基づき、市町村が行う事業に必要な経費とする。

（交付額の算定方法）

第３条　補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額に補助率３分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額とする。

（補助金の支払）

第４条　この補助金は、概算払いをすることができるものとする。

（交付の条件）

第５条　この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

（１）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

（２）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（３）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（５）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械

及び器具については、規則第１９条の規定により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（８）市町村が（１）から（７）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（９）（５）により付した条件に基づき、知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(10) 市町村が事業者に対して、この補助金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア　事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

イ　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

ウ　事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が５０万円以上の機械及び器具については、平成２７年１２月４日付内閣府告示第４２４号で定めている処分制限期間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

エ　市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

オ　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

カ　事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

　なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

　また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ　事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

ク　事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ　事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(11)（10）により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(12) 事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(13) 事業者が（10）より付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請手続）

第６条　規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号によるものとし、その提出期限は、別に定める。

２　規則第４条第２項第１号から第４号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（変更申請手続）

第７条　この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

（交付決定までの標準的期間）

第８条　県は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として３か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（交付決定通知書）

第９条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第２号のとおりとする。

（状況報告）

第１０条　補助金の交付決定を受けた市町村の長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第１１条　規則第１３条の事業実績報告書の様式は、様式第３号のとおりとし、その提出期限は、補助事業完了後（第５条第２号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）速やかに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１２条　規則第１４条の確定通知書の様式は、様式第４号のとおりとする。

（書類の整備等）

第１３条　市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備

え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（その他）
第１４条　特別の事情により第３条、第６条、第７条及び第１１条に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
２　本補助金を交付することにより、他の均衡を著しく失する等交付の趣旨に反する結果が生じるおそれがあると認められる場合、交付決定を行わないことがある。

附　則
（施行期日等）
１　この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

別　表

補　助　基　準　額	補助対象経費及び補助率
１運営費(1 か所当たり年額) (1)一般型 ア 基本分 (ｱ)3～4 日型 ・職員を合計 3 名以上配置する場合　5,694,000 円 ・職員を合計 2 名配置する場合　4,194,000 円 (ｲ)5 日型 ・常勤職員を配置する場合　8,398,000 円 ・非常勤職員のみを配置する場合　5,144,000 円 (ｳ)6～7 日型 ・常勤職員を配置する場合　8,973,000 円 ・非常勤職員のみを配置する場合　6,094,000 円 ※(ｲ)及び(ｳ)について、「平成 24 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過借置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。 イ加算分 (ｱ)子育て支援活動の展開を図る取組 3～4 日型　1,553,000 円 5 日型　3,306,000 円 6～7 日型　2,931,000 円 (ｲ)地域支援　1,517,000 円 (ｳ)特別支援対応加算　1,061,000 円 (ｴ)研修代替職員配置加算　１人当たり年額　22,000 円 (ｵ)育児参加促進講習休日実施加算　400,000 円 (2)出張ひろば　1,546,000 円 (3)小規模型指定施設 ア　基本分　3,043,000 円 イ　加算分　1,522,000 円	地域子育支援拠点事業の実施に必要な経費 １／３

(4)連携型 ア　基本分 3～4 日型　1,981,000 円 5～7 日型　3,006,000 円 イ　加算分 (ｱ)地域の子育て力を高める取組　485,000 円 (ｲ)特別支援対応加算　1,061,000 円 (ｳ)研修代替職員配置加算　１人当たり年額　22,000 円 (ｵ)育児参加促進講習休日実施加算　400,000 円 ※　事業実施月数(1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。)が 12 月に満たない場合には、各基準額(加算分も含む) ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1 円未満切り捨て)とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷１２」を乗じること。 ２　開設準備経費(1 か所当たり年額) (1)改修費等　１か所当たり　4,000,000 円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) １か所当たり　600,000 円 ※　(1)(2)とも令和３年度に支払われたものに限る。	子育て支援拠点事業の実施に必要な経費 １／３

③地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱（内閣府）

〔改正後全文〕

府子本第４７４号
平成２８年７月２０日
第一次改正　府子本第２８１号
平成２９年４月１８日
第二次改正　府子本第７６９号
平成３０年８月１０日
第三次改正　府子本第２４９号
平成３１年４月１日
第四次改正　府子本第４４８号
令和元年９月６日
第五次改正　府子本第６５８号
令和元年１１月２５日
第六次改正　府子本第２１９号
令和２年３月１０日
第七次改正　府子本第６０９号
令和２年５月２０日
第八次改正　府子本第６７０号
令和２年６月１９日
第九次改正　府子本第９０９号
令和２年９月２４日
第十次改正　府子本第６４号
令和３年１月２８日
第十一次改正　府子本第３３３号
令和３年４月１日
第十二次改正　府子本第８２０号
令和３年７月２９日
第十三次改正　府子本第８６１号
令和３年８月２４日
第十四次改正　府子本第９３１号
令和３年１０月１日
第十五次改正　府子本第６５号
令和４年１月２７日

各　都道府県知事　殿

内 閣 総 理 大 臣
（公 印 省 略）

子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、平成２８年４月１日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別紙

子ども・子育て支援交付金交付要綱

（通則）

第１条　子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この交付金は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６１条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第５９条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第３条　この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

（１）利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（平成２７年５月２１日府子本第８３号、２７文科初第２７０号、雇児発０５２１第１号）の別紙に定める利用者支援事業

（２）延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（平成２７年７月１７日雇児発０７１７第１０号）の別紙に定める延長保育事業

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（平成２７年７月１７日府子本第８１号、２７文科初第２４０号、雇児発０７１７第５号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

（４）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成２７年７月１７日府子本第８８号、２７文科初第２３９号、雇児発０７１７第６号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（５）放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成２７年５月２１日雇児発０５２１第８号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

（６）子育て短期支援事業
「子育て短期支援事業の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第１４号）の別紙に定める子育て短期支援事業
（７）乳児家庭全戸訪問事業
「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第３２号）の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業
（８）養育支援訪問事業
「養育支援訪問事業の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第３３号）の別紙に定める養育支援訪問事業
（９）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第３４号）の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(10) 地域子育て支援拠点事業
「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第１８号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業
(11) 一時預かり事業
「一時預かり事業の実施について」（平成２７年７月１７日２７文科初第２３８号、雇児発０７１７第１１号）の別紙に定める一時預かり事業
(12) 病児保育事業
「病児保育事業の実施について」（平成２７年７月１７日雇児発０７１７第１２号）の別紙に定める病児保育事業
(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第１７号）の別紙に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（交付額の算定方法）
第４条　この交付金の交付額は、別紙の第２欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
（１）第２欄の各区分ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
（２）第２欄の各区分ごとに、（１）により選定された額に第５欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（交付の条件）
第５条　この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。
（１）交付対象事業に要する経費については、別紙様式２の別表１及び別紙様式４にお

ける「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

（２）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（３）事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（４）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（５）内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。

（６）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（７）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式８により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（８）この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式１による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第１４条第１項第２号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（９）市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して（１）から（８）までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、（２）、（３）、（４）、（５）、（７）及び（８）中「内閣総理大臣」とあるのは「市町村長」と、（５）及び（７）中「国庫」とあるのは「市町村」と、（４）及び（８）中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

（申請手続）

第６条　この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

（１）市町村長は、別紙様式２による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

（２）都道府県知事は、市町村から（１）の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式３と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

（変更交付申請）

第７条　この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

（交付決定）

第８条　国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として２か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

２　都道府県知事は内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式４により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。

３　市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から１５日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（交付金の概算払）

第９条　内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

第１０条　この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

（１）市町村長は、毎年４月１０日（第５条の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１か月を経過した日）までに別紙様式５による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

（２）都道府県知事は、市町村から（１）の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式６と併せて毎年４月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

（額の確定）

第１１条　都道府県知事は内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式７により、速やかに確定の通知を行うこと。

（交付金の返還）

第１２条　内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

第１３条　特別の事情により、第４条、第６条、第７条及び第１０条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別　紙

１事業	２区分	３基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	１ 運営費 （１）基本型 ア　基本分　１か所当たり年額　7,604,000円 イ　加算分 ①夜間加算　１か所当たり年額　1,406,000円 ②休日加算　１か所当たり年額　757,000円 ③出張相談支援加算 １か所当たり年額　1,082,000円 ④機能強化のための取組加算 １か所当たり年額　1,875,000円 ⑤多言語対応加算　１か所当たり年額　805,000円 ⑥特別支援対応加算 １か所当たり年額　750,000円 ⑦多機能型加算　１か所当たり年額　3,194,000円 （２）特定型 ア　基本分　１か所当たり年額　3,075,000円 イ　加算分 ①夜間加算　１か所当たり年額　1,406,000円 ②休日加算　１か所当たり年額　757,000円 ③出張相談支援加算 １か所当たり年額　1,082,000円 ①機能強化のための取組加算 １か所当たり年額　1,875,000円 ⑤多言語対応加算　１か所当たり年額　805,000円 ⑥特別支援対応加算 １か所当たり年額　750,000円 （３）母子保健型 ア　基本分 ①保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合 １か所当たり　14,209,000円	利用者支援事業の実施に必要な経費	国 2/3 （都道府県 1/6） （市町村 1/6）

		②保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 6,965,000円 ③保健師等専門職員を専任、困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 11,742,000円 ④保健師等専門職員を兼任、困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 9,432,000円 ⑤保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり 9,274,000円 ⑥保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1か所当たり 4,497,000円 ※ 平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、①から⑥の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。 ・保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり 14,988,000円 ・保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村当たり 21,382,000円 ※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。 イ 加算分 ①多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円 ②特別支援対応加算 1か所当たり年額 750,000円 2 開設準備経費（改修費等） （1）基本型及び特定型 1か所当たり 4,000,000円 （2）母子保健型 1か所当たり 4,000,000円 ※ (1)(2)とも令和3年度に支払われたものに限る。		
延長保育事業	延長保育事業	1 一般型 （1）保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額） ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定	延長保育事業の実施に必要	

員20人以上）

延長時間区分	
1時間	18,800円
2時間	37,600円
3時間	56,400円

イ　小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	13,100円	16,600円
2時間	26,200円	33,200円
3時間	39,300円	49,800円

ウ　事業所内保育事業（定員19人以下）

延長時間区分	
1時間	12,100円
2時間	24,200円
3時間	36,300円

エ　家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	83,100円
2時間	166,200円
3時間	249,300円

（２）保育標準時間認定（１事業当たり年額）

ア　保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,665,000円
2～3時間	2,617,000円
4～5時間	5,491,000円
6時間以上	6,465,000円

イ　小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自	30分	300,000円	300,000円	300,000円
園	1時間	1,336,000円	1,336,000円	1,336,000円
調	2～3時間	1,656,000円	1,656,000円	1,656,000円
理	4～5時間	4,244,000円	4,244,000円	4,221,000円

な経費

国
1/3

（都道府県 1/3）

（市町村 1/3）

等	6時間以上	4,931,000円	4,931,000円	4,909,000円
その他	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,290,000円	1,290,000円	1,290,000円
	2～3時間	1,505,000円	1,505,000円	1,505,000円
	4～5時間	3,448,000円	3,448,000円	3,426,000円
	6時間以上	3,849,000円	3,849,000円	3,826,000円

※　「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ　事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,532,000円	1,229,000円	1,229,000円
	2～3時間	2,408,000円	1,523,000円	1,523,000円
	4～5時間	5,052,000円	3,904,000円	3,904,000円
	6時間以上	5,948,000円	4,536,000円	4,536,000円
その他	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,318,000円	1,187,000円	1,187,000円
	2～3時間	1,714,000円	1,384,000円	1,384,000円
	4～5時間	3,765,000円	3,172,000円	3,172,000円
	6時間以上	4,397,000円	3,540,000円	3,540,000円

エ　家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自園調理等	30分	200,000円	150,000円
	1時間	589,000円	302,000円
	2～3時間	1,054,000円	552,000円
	4～5時間	2,643,000円	1,798,000円
	6時間以上	4,248,000円	3,059,000円
その他	30分	200,000円	150,000円
	1時間	573,000円	287,000円
	2～3時間	1,003,000円	502,000円
	4～5時間	1,948,000円	1,103,000円
	6時間以上	3,266,000円	2,078,000円

オ　夜間保育所において夜10時以降に行う場合

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,893,000円
2～3時間	2,845,000円
4～5時間	5,605,000円
6時間以上	6,465,000円

2　訪問型

（1）保育短時間認定（児童１人当たり年額）

ア　居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	249,400円
2時間	498,800円
3時間	748,200円

イ　その他（保育所等の施設で利用児童が１名となった場合）

延長時間区分	
1時間	249,400円
2時間	430,000円
3時間	430,000円

（2）保育標準時間認定（１事業当たり年額）

ア　居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	287,000円
2～3時間	502,000円
4～5時間	846,000円
6時間以上	1,189,000円

イその他

（保育所等の施設で利用児童が１名となった場合）

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	287,000円
2時間以上	430,000円

※　１及び２ともに事業期間が６か月未満の施設にあっては、該当する１人（１事業）当たり年額に２分の１を乗じて得た額を基準額とする。

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>実費徴収に係る補足給付を行う事業</td><td>実費徴収に係る補足給付を行う事業</td><td>1　教材費・行事費等（給食費以外）
生活保護世帯等に属する児童　　1人当たり月額2,500円

2　給食費（副食材料費）
低所得世帯・多子世帯等に属する児童１人当たり月額4,500円</td><td>実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費</td><td></td></tr>
<tr><td>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</td><td>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</td><td>1　新規参入施設等への巡回支援
１施設当たり年額　400,000円

2　認定こども園特別支援教育・保育経費
対象障害児１人当たり月額　65,300円

3　地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援
対象幼児１人当たり月額　20,000円
※　ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前過去３カ年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料
4　多子世帯保育料負担軽減支援
（１）一般型
利用者負担額の算定に際し、小学校就学前子ども以外の者及び負担額算定基準子どものうち第２子を２分の１を乗じて得た額、第３子以降を零としていた場合
ア　対象児童（イを除く。）１人当たり月額
（ア）教育標準時間認定
<table><tr><th>所得階層区分</th><th>対象年度</th><th>基準額</th></tr><tr><td>市町村民税非課税世帯
（所得割非課税世帯含む）</td><td>平成28年度
～令和元年度上半期</td><td>1,500円</td></tr><tr><td rowspan="3">市町村民税所得割課税額
77,101円未満</td><td>平成28年度</td><td>8,050円</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>7,050円</td></tr><tr><td>平成30年度
～令和元年度上半期</td><td>5,050円</td></tr></table>
（イ）保育短時間認定（満３歳以上）
（子ども・子育て支援法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間</td><td>多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費</td><td>国
1/3
（都道府県
1/3）
（市町村
1/3）
（
4のみ

国
1/2
（都道府県
1/4）
（市町村
1/4）
）</td></tr>
</table>

認定保護者に係るもの）

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	平成28年度 ～令和元年度上半期	3,000円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	8,150円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	13,300円

（ウ）保育短時間認定（満３歳未満）

（子ども・子育て支援法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの）

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	平成28年度 ～令和３年度上半期	4,500円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和３年度上半期	9,650円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和３年度上半期	14,800円

（エ）保育標準時間認定（満３歳以上）

（子ども・子育て支援法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（短時間認定保護者に係るものを除く。））

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	平成28年度 ～令和元年度上半期	3,000円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	8,250円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	13,500円

（オ）保育標準時間認定（満３歳未満）

（子ども・子育て支援法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（短時間認定保護者に係るものを除く。））

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	平成28年度 ～令和３年度上半期	4,500円

市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和３年度上半期	9,750円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和３年度上半期	15,000円

※　対象児童より年長の負担額算定基準子ども以外の特定被監護者等（小学校就学前子どもであるものに限る。）が２人以上いる場合は、負担額算定基準子ども以外の特定被監護者等（小学校就学前子どもであるものに限る。）を除き特定被監護者等のうちの最年長者となる小学校就学前子どもについて、１人当たり月額に２を乗じて得た額を基準額とする。

イ　対象児童（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。）

１人当たり月額

（ア）教育標準時間認定

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	7,550円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	3,000円

（イ）保育短時間認定（満３歳以上）

（子ども・子育て支援法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの）

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	7,650円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	6,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	13,300円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	6,000円

（ウ）保育短時間認定（満３歳未満）

（子ども・子育て支援法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの）

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	9,150円
	平成29年度	

	～令和３年度上半期	9,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	14,800円
	平成29年度 ～令和３年度上半期	9,000円

（エ）保育標準時間認定（満３歳以上）

（子ども・子育て支援法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（短時間認定保護者に係るものを除く。））

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	7,750円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	9,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	13,500円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	9,000円

（オ）保育標準時間認定（満３歳未満）

（子ども・子育て支援法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（短時間認定保護者に係るものを除く。））

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	9,250円
	平成29年度 ～令和３年度上半期	9,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	15,000円
	平成29年度 ～令和３年度上半期	9,000円

（２）特例型

利用者負担額の算定に際し、特定被監護者等のうち第２子を半額、第３子以降を零としていた場合

内閣総理大臣が認めた額

放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	１　放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合	局長通知別添１の放課後児童健全育成事業の実施に必	国 1/3 （都道府県 1/3）

		※　条例等に、放課後児童支援員等１名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等１名配置や補助員のみの配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等１名配置や補助員のみの配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特定分）１②、③又は④に基づいた基準額を適用する。 （１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア　基本額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,553,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×29,000円 (ｲ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,672,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×26,000円 (ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位　4,672,000円 (ｴ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,672,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) ×67,000円 (ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円 イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×19,000円 （1日8時間以上開所する場合） ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×19,000円 エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×406,000円	要な経費（飲食物費を除く。）	市町村 1/3

(ｲ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 183,000円

（２） 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）
ア　基本額（１支援の単位当たり年額）
(ｱ)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,069,000円
(ｲ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位　1,726,000円

イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×19,000円

ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」
の年間平均時間数　×　406,000円

②設備運営基準に基づく放課後児童支援員１名のみ配置した場合
※　児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、放課後児童支援員を１名配置とする場合は、本基準額を適用する。
※　通常、放課後児童支援員１名配置であり、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に限り、補助員１名配置とする場合は、本基準額を適用する。
（１） 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所
ア　基本額（１支援の単位当たり年額）
(ｱ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位
2,553,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)
×29,000円
(ｲ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位
3,940,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)
×26,000円
(ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位　3,940,000円

(ｴ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位
3,940,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)
×56,000円
(ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位
2,464,000円

イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額）

（年間開所日数－250日）×15,000円

（1日8時間以上開所する場合）

ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

（上記要件に該当する開所日数）×15,000円

エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）

(ｱ)平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）

「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×271,000円

(ｲ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 122,000円

（２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）

ア　基本額（１支援の単位当たり年額）

(ｱ)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,440,000円

(ｲ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位　1,726,000円

イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

（上記要件に該当する開所日数）×15,000円

ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）

平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数　×　271,000円

③設備運営基準に基づく補助員のみを原則２名以上配置した場合

※　条例等に、放課後児童支援員等１名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等１名配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等１名配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特定分）１②又は④に基づいた基準額を適用する。

（１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所

ア　基本額（１支援の単位当たり年額）

(ｱ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位

1,785,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×28,000円

(ｲ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位

4,123,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×26,000円

(ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位　4,123,000円

(ｴ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位

4,123,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×59,000円

(ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位

2,565,000円

イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額）

（年間開所日数－250日）×18,000円

（1日8時間以上開所する場合）

ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

（上記要件に該当する開所日数）×18,000円

エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）

(ｱ)平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）

「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×330,000円

(ｲ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 149,000円

（２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）

ア　基本額（１支援の単位当たり年額）

(ｱ)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,527,000円

(ｲ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位　1,042,000円

イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

（上記要件に該当する開所日数）×18,000円

ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数　×　330,000円

④設備運営基準に基づく補助員を１名のみ配置した場合
※　児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、補助員を１名配置とする場合は、本基準額を適用する。
（１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所
ア　基本額（１支援の単位当たり年額）
(ｱ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位
1,785,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×28,000円
(ｲ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位
3,300,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×25,000円
(ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位　3,300,000円

(ｴ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位
3,300,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×47,000円
(ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位
2,056,000円

イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額）
（年間開所日数－250日）×14,000円
（1日8時間以上開所する場合）

ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×14,000円

エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）
(ｱ)平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×178,000円

(ｲ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）

		「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 80,000円 （２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア　基本額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 1,824,000円 (ｲ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位　1,042,000円 イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×14,000円 ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数　×　178,000円 ※　構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。 ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。 ※　放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第３項各号のいずれかに該当する者であって、令和５年３月31日までに同条同項に規定する研修を修了する予定者を含む。		
		２　放課後子ども環境整備事業（１事業所当たり年額） （１）放課後児童クラブ設置促進事業 ア　「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成２７年５月２１日雇児発０５２１第８号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添２の３（１）③に定める事業を実施する場合 13,000,000円 イ　開所準備経費(礼金及び賃借料(開所前月分)。以下本項目において同じ。)を含まない場合（アを除く） 12,000,000円	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	

		ウ　開所準備経費を含む場合（アを除く）　12,600,000円 （２）放課後児童クラブ環境改善事業 ア　局長通知別添２の３（２）③及び④に定める事業を実施する場合 (ｱ)小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合　2,000,000円 (ｲ)幼稚園、認定こども園等を活用する場合　5,000,000円 イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く）　1,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）　1,600,000円 （３）放課後児童クラブ障害児受入促進事業　1,000,000円 （４）倉庫設備整備事業　3,000,000円 ※　開所準備経費については令和３年度に支払われたものに限る。	
		３　放課後児童クラブ支援事業（１支援の単位当たり年額） （１）障害児受入推進事業　1,956,000円 （２）放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助　3,066,000円 イ 移転関連費用補助　2,500,000円 ウ 土地借料補助　6,100,000円 （３）放課後児童クラブ送迎支援事業　507,000円 ※　（２）のイ及びウを除き事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健	１　放課後児童支援員等処遇改善等事業（１支援の単位当たり年額）	放課後児童支援員

	全育成事業(一般分)	（１）家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置　1,678,000円 （２）（１）の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置　3,158,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	等処遇改善等事業の実施に必要な経費(給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金)
		２　障害児受入強化推進事業（１支援の単位当たり年額） （１）障害児を３人以上受け入れる場合　1,956,000円 （２）医療的ケア児を受け入れる場合　4,029,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費
		３　小規模放課後児童クラブ支援事業 １支援の単位当たり年額　608,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
		４　放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置	放課後児童クラブにおける

		１事業所当たり年額　　1,294,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これ を１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごと に算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円 未満切り捨て）とする。	要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費
		５　放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 １支援の単位当たり年額　　1,443,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費
		６　放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる費用を補助 １事業所当たり年額　　300,000円	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業(その他分)		放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 １　支援の単位当たり年額（１）～（３）の合計額 （１）放課後児童支援員を配置 対象職員１人当たり　　131,000円 （２）概ね経験年数５年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員１人当たり　　263,000円 （３）（２）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時

		を配置 対象職員１人当たり　394,000円 ※　１支援の単位あたりの基準額は、919,000円を上限とする。 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	１ 運営費 （１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア ２歳未満児、慢性疾患児　年間延べ日数 × 8,650円 イ ２歳以上児　年間延べ日数 × 4,740円 ウ 緊急一時保護の母親　年間延べ日数 × 1,200円 エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 ※　ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（１）に加算する額 ア ２歳未満児、慢性疾患児　年間延べ日数 × 4,200円 イ ２歳以上児　年間延べ日数 × 2,100円 ウ 緊急一時保護の母親　年間延べ日数 × 600円 （２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ア 夜間養護事業 (ｱ) 基本分　年間延べ日数 × 900円 (ｲ) 宿泊分　年間延べ日数 × 900円 イ 休日預かり事業　年間延べ日数 × 2,010円 ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 ※　ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（２）に加算する額 ア 夜間養護事業 (ｱ) 基本分　年間延べ日数 × 400円	子育て短期支援事業の実施経費

		(ｲ) 宿泊分　年間延べ日数 × 400円 イ 休日預かり事業　年間延べ日数 × 1,000円 2 開設準備経費（改修費等）　4,000,000円 ※ 令和３年度に支払われたものに限る。 ※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。	
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村 （１）ケース対応会議の開催 （２）養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村 ・育児・家事援助 ・専門的相談支援 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円 2 １以外の市町村 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000円	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円 2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円 3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円 4 育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費 １市町村当たり　564,000円	養育支援訪問事業の実施に必要な経費
子どもを守る地域ネットワ	子どもを守る地域ネットワ	1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組 （１）児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 受講人数 × 80,000円 （２）更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	子どもを守る地域ネットワーク機能

ーク機能強化事業	ーク機能強化事業	受講人数 × 80,000円 2　地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1市町村当たり　3,000,000円 3　地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1市町村当たり　660,000円 4　地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 （1）子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3（4）①の取組のみを実施している場合 1市町村当たり　720,000円 （2）子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3（4）①及び②の取組を実施している場合 1市町村当たり　2,520,000円 5　地域住民への周知を図る取組　1市町村当たり　640,000円	強化事業の実施に必要な経費
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	1　運営費（1か所当たり年額） （1）一般型 ア　基本分 (ｱ)3～4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合　5,694,000円 ・職員を合計2名配置する場合　4,194,000円 (ｲ)5日型 ・常勤職員を配置する場合　8,398,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合　5,144,000円 (ｳ)6～7日型 ・常勤職員を配置する場合　8,973,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合　6,094,000円 ※　（ｲ）及び（ｳ）について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1（5）③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。 イ　加算分 (ｱ)子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型　1,553,000円	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費

		5日型　3,306,000円 6～7日型　2,931,000円 (ｲ)地域支援　1,517,000円 (ｳ)特別支援対応加算　1,061,000円 (ｴ)研修代替職員配置加算　１人当たり年額　22,000円 (ｵ)育児参加促進講習休日実施加算　400,000円 （２）出張ひろば　1,546,000円 （３）小規模型指定施設 ア　基本分　3,043,000円 イ　加算分　1,522,000円 （４）連携型 ア　基本分 3～4日型　1,981,000円 5～7日型　3,006,000円 イ　加算分 (ｱ)地域の子育て力を高める取組　485,000円 (ｲ)特別支援対応加算　1,061,000円 (ｳ)研修代替職員配置加算　１人当たり年額　22,000円 (ｴ)育児参加促進講習休日実施加算　400,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。 ２　開設準備経費（１か所当たり年額） （１）改修費等　１か所当たり 4,000,000円 （２）礼金及び賃借料（開設前月分）１か所当たり　600,000円 ※　(1)(2)とも令和３年度に支払われたものに限る。	
一時預かり事業	一時預かり事業（一般分）	１ 運営費 （１）一般型 ア　一般型対象児童（イ～エを除く）（１か所当たり年額） (ｱ)　基本分	一時預かり事業の実施に必要な費用

① 保育従事者がすべて保育士又は１日当たり平均利用児童数概ね３人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,676,000円
300人以上900人未満	3,024,000円
900人以上1,500人未満	3,240,000円
1,500人以上2,100人未満	4,680,000円
2,100人以上2,700人未満	6,120,000円
2,700人以上3,300人未満	7,560,000円
3,300人以上3,900人未満	9,000,000円
3,900人以上4,500人未満	10,440,000円
4,500人以上5,100人未満	11,880,000円
5,100人以上5,700人未満	13,320,000円
5,700人以上6,300人未満	14,760,000円
6,300人以上6,900人未満	16,200,000円
6,900人以上7,500人未満	17,640,000円
7,500人以上8,100人未満	19,080,000円
8,100人以上8,700人未満	20,520,000円
8,700人以上9,300人未満	21,960,000円
9,300人以上9,900人未満	23,400,000円
9,900人以上10,500人未満	24,840,000円
10,500人以上11,100人未満	26,280,000円
11,100人以上11,700人未満	27,720,000円
11,700人以上12,300人未満	29,160,000円
12,300人以上12,900人未満	30,600,000円
12,900人以上13,500人未満	32,040,000円
13,500人以上14,100人未満	33,480,000円
14,100人以上14,700人未満	34,920,000円
14,700人以上15,300人未満	36,360,000円
15,300人以上15,900人未満	37,800,000円
15,900人以上16,500人未満	39,240,000円
16,500人以上17,100人未満	40,680,000円
17,100人以上17,700人未満	42,120,000円
17,700人以上18,300人未満	43,560,000円
18,300人以上18,900人未満	45,000,000円
18,900人以上19,500人未満	46,440,000円
19,500人以上20,100人未満	47,880,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,676,000円
300人以上900人未満	2,907,000円
900人以上1,500人未満	3,119,000円
1,500人以上2,100人未満	4,505,000円
2,100人以上2,700人未満	5,891,000円
2,700人以上3,300人未満	7,277,000円
3,300人以上3,900人未満	8,663,000円
3,900人以上4,500人未満	10,049,000円
4,500人以上5,100人未満	11,880,000円
5,100人以上5,700人未満	13,320,000円
5,700人以上6,300人未満	14,760,000円
6,300人以上6,900人未満	16,200,000円
6,900人以上7,500人未満	17,640,000円
7,500人以上8,100人未満	19,080,000円
8,100人以上8,700人未満	20,520,000円
8,700人以上9,300人未満	21,960,000円
9,300人以上9,900人未満	23,400,000円
9,900人以上10,500人未満	24,840,000円
10,500人以上11,100人未満	26,280,000円
11,100人以上11,700人未満	27,720,000円
11,700人以上12,300人未満	29,160,000円
12,300人以上12,900人未満	30,600,000円
12,900人以上13,500人未満	32,040,000円
13,500人以上14,100人未満	33,480,000円
14,100人以上14,700人未満	34,920,000円
14,700人以上15,300人未満	36,360,000円
15,300人以上15,900人未満	37,800,000円
15,900人以上16,500人未満	39,240,000円
16,500人以上17,100人未満	40,680,000円
17,100人以上17,700人未満	42,120,000円
17,700人以上18,300人未満	43,560,000円
18,300人以上18,900人未満	45,000,000円
18,900人以上19,500人未満	46,440,000円
19,500人以上20,100人未満	47,880,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

(ｲ) 基幹型施設加算　1,150,000円

イ　特別利用保育等対象児童（児童１人当たり日額）
（子ども・子育て支援法第２８条第１項第２号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第３０条第１項第２号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）
(ｱ)　平日分　400円
(ｲ)　長期休業日（８時間未満）　400円
(ｳ)　長期休業日（８時間以上）　800円
(ｴ)　休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）　800円
(ｵ)　長時間加算
((ｱ)(ｲ)については４時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が８時間）、(ｳ)(ｴ)については８時間を超えた利用）
・超えた利用時間が２時間未満　100円
・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　200円
・超えた利用時間が３時間以上　300円

ウ　緊急一時預かり対象児童（児童１人当たり日額）　4,400円

エ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算
（児童１人当たり日額）　3,600円

（２）幼稚園型Ⅰ
ア　在籍園児分（ウを除く）（児童１人当たり日額）
(ｱ)　基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)
Ⅰ　年間延べ利用児童数2,000人超の施設
①　平日　400円
②　長期休業日（８時間未満）　400円
③　長期休業日（８時間以上）　800円

Ⅱ　年間延べ利用児童数2,000人以下の施設
①　平日
（1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数）－ 400円
（10円未満切り捨て）
②　長期休業日（８時間未満）　400円
③　長期休業日（８時間以上）　800円

(ｲ)　休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)

800円

(ｳ)　長時間加算

Ⅰ　(ｱ)Ⅰ①及び(ｱ)Ⅱ①については４時間（又は教育時間との合計が８時間）、(ｱ)Ⅰ③、(ｱ)Ⅱ③及び(ｲ)については８時間を超えた利用の場合

・超えた利用時間が２時間未満　150円
・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　300円
・超えた利用時間が３時間以上　450円

Ⅱ　(ｱ)Ⅰ②及び(ｱ)Ⅱ②については４時間を超えた利用の場合

・超えた利用時間が２時間未満　100円
・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　200円
・超えた利用時間が３時間以上　300円

(ｴ)　保育体制充実加算

Ⅰ　次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設　１か所当たり年額　2,892,400円

Ⅱ　次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設　１か所当たり年額　1,446,200円

①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。
②平日及び長期休業中の双方において、原則９時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上の預かりを実施していること。
③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。
④児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第２号ロ（附則第56条第１項において読替え）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこと。
⑤教育・保育従事者の概ね２分の１以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこと。

(ｵ)就労支援型施設加算（事務経費）

１か所当たり年額　1,383,200円

※１　※２③の配置月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が６月に満たない場合には、１か所当たり年額を691,600円とする

※２　次の要件を満たす施設に適用する。
①平日及び長期休業中の双方において、８時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること
②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設となっていること
③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

イ　在籍園児以外の児童分（ウ及び（３）を除く）（児童１人当たり日額）

(ｱ)　基本分　800円

(ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用）
・超えた利用時間が２時間未満　150円
・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　300円
・超えた利用時間が３時間以上　450円

ウ 特別な支援を要する児童分（児童１人当たり日額）
4,000円

※　以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。

(ｱ)　教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

(ｲ)　特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童

※　幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（１施設当たり年額）は、10,223,000円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(ｱ)

Ⅰ③、ア(ｱ)Ⅱ③、ア(ｳ)、ア(ｴ)、ア(ｵ)、イ(ｲ)及びウに係る基準額）を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない)。

（３）幼稚園型Ⅱ（児童１人当たり日額）

ア　２歳児

Ⅰ　一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設

(ｱ)　基本分　2,650円

(ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用）

・超えた利用時間が２時間未満　330円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　660円

・超えた利用時間が３時間以上　990円

Ⅱ　一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設

(ｱ)　基本分　2,250円

(ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用）

・超えた利用時間が２時間未満　280円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　560円

・超えた利用時間が３時間以上　840円

イ　１歳児

(ｱ)　基本分　2,250円

(ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用）

・超えた利用時間が２時間未満　280円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　560円

・超えた利用時間が３時間以上　840円

ウ　０歳児

(ｱ)　基本分　4,500円

(ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用）

・超えた利用時間が２時間未満　560円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　1,120円

・超えた利用時間が３時間以上　1,680円

（４）余裕活用型（児童１人当たり日額）

ア　基本分　2,400円

イ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童１人当たり日額）　3,600円

<table>
<tr><td></td><td></td><td>（５）居宅訪問型（児童１人当たり日額）
ア　イの緊急一時預かり対象児童以外の児童
利用時間４時間以上　9,000円
利用時間４時間未満　4,500円
イ　緊急一時預かり対象児童
利用時間４時間以上　12,100円
利用時間４時間未満　6,050円
ウ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算
（児童１人当たり日額）　3,600円

２　開設準備経費（１か所当たり年額）
（１）改修費等　4,000,000円
（２）礼金及び賃借料（開設前月分）　600,000円
※　(1)(2)とも令和３年度に支払われたものに限る。
※　(2)は一般型に限る。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>一時預かり事業（その他分）</td><td>１　運営費の事務経費加算（一般型に限る）　2,670,000円</td><td>一時預かり事業の実施に必要な費用</td></tr>
<tr><td>病児保育事業</td><td>病児保育事業（特定分、一般分・事業費）</td><td>１　病児対応型
（１）基本分　１か所当たり年額　7,041,000円
うち改善分　2,538,000円
※　ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

（２）加算分
ア　年間延べ利用児童数に応じた加算
<table><tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額
（１か所当たり年額）</th></tr><tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,000,000円</td></tr><tr><td>100人以上150人未満</td><td>1,500,000円</td></tr><tr><td>150人以上200人未満</td><td>2,000,000円</td></tr><tr><td>200人以上300人未満</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>300人以上400人未満</td><td>4,000,000円</td></tr><tr><td>400人以上500人未満</td><td>5,000,000円</td></tr></table></td><td>病児保育事業の実施に必要な経費</td></tr>
</table>

500人以上600人未満	6,000,000円
600人以上700人未満	7,000,000円
700人以上800人未満	8,000,000円
800人以上900人未満	9,000,000円
900人以上1,000人未満	10,000,000円
1,000人以上1,100人未満	11,000,000円
1,100人以上1,200人未満	12,000,000円
1,200人以上1,300人未満	13,000,000円
1,300人以上1,400人未満	14,000,000円
1,400人以上1,500人未満	15,000,000円
1,500人以上1,600人未満	16,000,000円
1,600人以上1,700人未満	17,000,000円
1,700人以上1,800人未満	18,000,000円
1,800人以上1,900人未満	19,000,000円
1,900人以上2,000人未満	20,000,000円
2,000人以上2,200人未満	20,900,000円
2,200人以上2,400人未満	22,800,000円
2,400人以上2,600人未満	24,700,000円
2,600人以上2,800人未満	26,600,000円
2,800人以上3,000人未満	28,500,000円
3,000人以上3,200人未満	30,400,000円
3,200人以上3,400人未満	32,300,000円
3,400人以上3,600人未満	34,200,000円
3,600人以上3,800人未満	36,100,000円
3,800人以上4,000人未満	38,000,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ　送迎対応を行う看護師等雇上費
　　１か所当たり年額　5,400,000円
ウ　送迎経費　１か所当たり年額　3,634,000円
エ　研修参加費用　職員１人当たり年額　10,000円

（３）普及定着促進費（開設準備経費）
ア　改修費等　１か所当たり　4,000,000円
イ　礼金及び賃借料（開設前月分）１か所当たり　600,000円
※　ア及びイと令和３年度に支払われたものに限る。

２　病後児対応型
（１）基本分　１か所当たり年額　5,189,000円
　　うち改善分　2,225,000円

※　ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

（２）加算分

ア　年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 （１か所当たり年額）
50人以上100人未満	1,300,000円
100人以上150人未満	1,410,000円
150人以上200人未満	1,880,000円
200人以上300人未満	2,820,000円
300人以上400人未満	3,760,000円
400人以上500人未満	4,700,000円
500人以上600人未満	5,640,000円
600人以上700人未満	6,580,000円
700人以上800人未満	7,520,000円
800人以上900人未満	8,460,000円
900人以上1,000人未満	9,400,000円
1,000人以上1,100人未満	10,340,000円
1,100人以上1,200人未満	11,280,000円
1,200人以上1,300人未満	12,220,000円
1,300人以上1,400人未満	13,160,000円
1,400人以上1,500人未満	14,100,000円
1,500人以上1,600人未満	15,040,000円
1,600人以上1,700人未満	15,980,000円
1,700人以上1,800人未満	16,920,000円
1,800人以上1,900人未満	17,860,000円
1,900人以上2,000人未満	18,800,000円
2,000人以上2,200人未満	19,646,000円
2,200人以上2,400人未満	21,432,000円
2,400人以上2,600人未満	23,218,000円
2,600人以上2,800人未満	25,004,000円
2,800人以上3,000人未満	26,790,000円
3,000人以上3,200人未満	28,576,000円
3,200人以上3,400人未満	30,362,000円
3,400人以上3,600人未満	32,148,000円
3,600人以上3,800人未満	33,934,000円
3,800人以上4,000人未満	35,720,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

		イ　送迎対応を行う看護師等雇上費 １か所当たり年額　5,400,000円 ウ　送迎経費　１か所当たり年額　3,634,000円 エ　研修参加費用　職員１人当たり年額　10,000円 （３）普及定着促進費（開設準備経費） ア　改修費等　１か所当たり　4,000,000円 イ　礼金及び賃借料（開設前月分）１か所当たり　600,000円 ※　ア及びイとも令和３年度に支払われたものに限る。 ３　体調不良児対応型 （１）基本分　１か所当たり年額　4,499,000円 （ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、2,249,000円） ※　平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合 （２）加算分 ア　送迎対応を行う看護師等雇上費 １か所当たり年額　5,400,000円 イ　送迎経費　１か所当たり年額　3,634,000円 ウ　研修参加費用　職員１人当たり年額　10,000円 （３）改善分　１か所当たり年額　4,499,000円 （ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、2,249,000円） ※　平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合 ４　非施設型（訪問型）（１か所当たり年額）　7,280,000円 （ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、3,640,000円）	
病児保育（特	１　低所得者減免分加算（病児対応型） （１）生活保護法による被保護者世帯	病児保育事業の実

	定分・低所得者減免加算）	5,000円 × 年間延利用人員 （２）市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員 ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。 ２ 低所得者減免分加算（病後児対応型） （１）生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員 （２）市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員 ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。	施に必要な経費
子育て援助活動支援事業（ファミリー・ト・セ事業）	子育て援助活動支援事業（ファミリー・ト・セ事業）	１ 運営費（１市町村当たり年額） （１）基本事業 ア 基本分 イ 加算分 （ア）支部の設置か所数に応じた加算 ・10か所以上 10,100,000円 ・10か所未満 支部数×1,000,000円 （イ）24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセ業）の実な経費

会員数	基準額
20人～ 49人	1,000,000円
50人～ 99人	1,800,000円
100人～ 299人	2,000,000円
300人～ 599人	2,800,000円
600人～ 999人	4,000,000円
1,000人～1,499人	8,100,000円
1,500人～1,999人	12,100,000円
2,000人～2,999人	16,200,000円
3,000人以上	20,200,000円

故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算
360,000円

（ウ）土日実施加算　1,800,000円

※　土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間30回以上実施する場合に適用。

①会員登録を行うための事業説明会

②アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ

（２）病児・緊急対応強化事業

ア　基本分

預かり等の利用件数	基準額
～59件	1,800,000円
60件～119件	2,400,000円
120件～199件	3,800,000円
200件～299件	5,700,000円
300件～399件	7,700,000円
400件～599件	10,500,000円
600件以上	14,500,000円

イ　加算分

(ｱ)近隣市町村会員受入　1,000,000円

(ｲ)初年度体制整備（事業開始年度に限る）　4,000,000円

（３）ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算　500,000円

（４）預かり手増加のための取組加算

預かりを行う会員数（前年度値）	増加数・割合	加算額
19人以下	2人以上	500,000円
20人　～　199人	1割以上	1,000,000円
200人以上	20人以上	1,500,000円

※援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。

また、当該年度から新たに事業を開始した市町村は対象外とし、翌年度以降に申請可とする。

		（５）地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 1,500,000円 ２ 開設準備経費（１市町村当たり年額） （１）改修費等 4,000,000円 （２）礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円 ※ (1)(2)とも令和３年度に支払われたものに限る。	
利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支	利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支	１ 放課後児童健全育成事業 （１）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業（１支援の単位当たり日額） 11,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から開所するための経費を補助 （２）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業（１支援の単位当たり日額） 21,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助 （３）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業（１支援の単位当たり日額） 36,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助 ※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業（特定分）の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。 （４）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業（１支援の単位当たり日額） 26,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、支援の単位を新たに設けて	新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）

援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（特例措置分）	運営するための人材確保等に要する経費を補助 ※　当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業（特定分）の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。 （５）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業（１支援の単位当たり日額）　6,000円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助 （６）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業（１支援の単位当たり日額）　6,000円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から障害児を３人以上受け入れる場合に、（５）に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助 （７）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業（１支援の単位当たり日額）　12,000円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助 （８）新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業（１人当たり日額）　500円 ※　市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市区町村が保護者へ返還した場合等の経費を補助 ２　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算（１		

		人当たり日額）　6,400円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー･サポート･センター事業を利用する場合において、利用料相当額を子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助 ※　１時間当たり利用料は800円を上限		
		３　利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 新型コロナウイルス感染症対策支援事業 （１）利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）　300,000円 （２）延長保育事業　定員19人以下　150,000円 定員20人以上59人以下　200,000円 定員60人以上　250,000円 （３）放課後児童健全育成事業　定員19人以下　300,000円 定員20人以上59人以下　400,000円 定員60人以上　500,000円 ※　放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり ※　延長保育事業の「定員」は事業を実施する保育所等の定員 ※　職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）及び、市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限る。 ※　感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCOAの活用等、感染拡大防止に努めること。		

		4　利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ＩＣＴ化推進事業　500,000円 ※　放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり ※　利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なＩＣＴ機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費を補助		
		5　利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分） （１）かかり増し経費・備品等購入費等 ア　利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）　300,000円 イ　延長保育事業　定員19人以下　150,000円 定員20人以上59人以下　200,000円 定員60人以上　250,000円 ウ　放課後児童健全育成事業　定員19人以下　300,000円 定員20人以上59人以下　400,000円 定員60人以上　500,000円 ※　放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり ※　延長保育事業の「定員」は事業を実施する保育所等の定員 ※　職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）		

		及び、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限る。 ※　感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCOAの活用等、感染拡大防止に努めること。 （２）感染症対策のための改修　1,000,000円 ※　放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり ※　新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に限る。		
		６　利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）　500,000円 ※　放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり ※　連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なＩＣＴ機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。		

別紙様式1

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金調書

市町村名

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

（注）

1．「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。

2．「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

3．「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式2（元号）　年度子ども・子育て支援交付金交付申請書）

＜　番　　号　＞
（元号）　年　　月　　日

内 閣 総 理 大 臣 殿

〇 〇 市 町 村 長

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	国庫交付金交付申請額	特 定 分	金	円
		一 般 分	金	円
		その他分	金	円
		特例措置分	金	円
		合　　計	金	円

2　（元号）　年度子ども・子育て支援交付金所要額調書（別表1）

3　（元号）　年度子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）

（添付資料）

（1）　当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）

（2）　市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他参考となる資料

別紙様式３

＜　番　　号　＞
（元号）　年　　月　　日

内 閣 総 理 大 臣 殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

（添付資料）

１（元号）　年度子ども・子育て支援交付金所要額市町村別内訳表

２（元号）　年度子ども・子育て支援交付金交付申請書
●●市外　●市町村分

（元号）　　年度子ども・子育て支援交付金　所要額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	国庫補助所要額				
		特　定　分	一　般　分	その他分	特例措置分	合計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
合計（　　市町村分）						

別紙様式4の1

＜　番　　号　＞

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書

○ ○ 市 町 村

（元号） 年　月　日＜発番＞で申請のあった(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

（元号） 年　　月　　日

○ ○ 都 道 府 県 知 事

1　この交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、（元号） 年度子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に規定する事業であり、その内容は（元号） 年　月　日＜発番＞申請書記載のとおりである。

2　事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	特定分	金	円
	一般分	金	円
	その他分	金	円
	特例措置分	金	円
	合計	金	円
交付決定額	特定分	金	円
	一般分	金	円
	その他分	金	円
	特例措置分	金	円
	合計	金	円

3　この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。

4　この交付金は、交付要綱第5条に規定する事項を条件として交付するものとする。

5　事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。

6　この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、（元号） 年　月　日とする。

別紙様式4の2

＜　番　　号　＞

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金変更交付決定通知書

○ ○ 市 町 村

（元号） 年 月 日＜発番＞で交付決定の通知をした（元号）　年度子ども・子育て支援交付金については、（元号） 年 月 日＜発番＞申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

（元号）　年　月　日

○ ○ 都 道 府 県 知 事

1　この交付金の交付の対象となる事業、その他は「（元号）　年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書」の各項によるものである。

2　この交付金の額は次のとおりである。

	特 定 分	一 般 分	その他分	特例措置分
今回交付決定額	金　円	金　円	金　円	金　円
前回交付決定額	金　円	金　円	金　円	金　円
差引額	金　円	金　円	金　円	金　円

	合計
今回交付決定額	金　円
前回交付決定額	金　円
差引額	金　円

3　この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、（元号） 年 月 日とする。

別紙様式５（元号）　年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書）

＜　番　　号　＞
（元号）　年　　月　　日

内 閣 総 理 大 臣 殿

〇 〇 市 町 村 長

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

１　（元号）　年度子ども・子育て支援交付金精算書（別表１）

２　（元号）　年度子ども・子育て支援交付金精算額調書（別表２）

（添付資料）

（１）　当該年度の歳入歳出決算書（見込書）抄本

（２）　市町村子ども・子育て支援事業計画その他参考となる資料

別紙様式6

＜　番　　号　＞
（元号）　年　　月　　日

内 閣 総 理 大 臣 殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の提出について

（元号） 年 月 日＜発番＞により交付された（元号） 年度子ども・子育て支援交付金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

（添付資料）

１（元号）　年度子ども・子育て支援交付金　交付金精算額市町村別内訳表

２（元号）　年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書
●●市外　●市町村分

（元号）　　年度子ども・子育て支援交付金　交付金精算額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	交付金（国庫）所要額					交付金（国庫）交付決定額					交付金（国庫）受入済額					返納額
		特　定　分	一　般　分	その他分	特例措置分	合計	特　定　分	一　般　分	その他分	特例措置分	合計	特　定　分	一　般　分	その他分	特例措置分	合計	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
合計（　　市町村分）																	

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

別紙様式7

＜　番　　号　＞

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金　交付額確定通知書

○ ○ 市 町 村

（元号） 年　月　日＜発番＞をもって交付決定した（元号）　年度子ども・子育て支援交付金については、（元号） 年　月　日＜発番＞事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したので通知する。
【なお、超過交付となった金　　円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、（元号） 年　月　日までに返還することを命ずる。】

特定分	金	円
一般分	金	円
その他分	金	円
特例措置分	金	円
合　計	金	円

（元号） 年　　月　　日

○ ○ 都 道 府 県 知 事

（施行注意）
【　】内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

別紙様式8

＜　番　　号　＞
（元号）　年　　月　　日

内 閣 総 理 大 臣 殿

〇 〇 市 町 村 長

（元号）　年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

（元号） 年 月 日＜発番＞により交付決定のあった（元号）　年度子ども・子育て支援交付金について子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条（7）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額（要国庫補助金等返還相当額）

金　　円

（注） 別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）

別表1

（元号） 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入予定額 ②	差引額 ③(①−②)	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅰ．特定分								
延長保育事業								1/3
放課後児童健全育成事業								1/3
病児保育事業								
事業費合計								1/3
低所得者減免分加算合計								1/3
特定分　計								
Ⅱ．一般分								
利用者支援事業								2/3
基本型及び特定型								2/3
母子保健型								2/3
実費徴収に係る補足給付を行う事業								1/3
日用品・文房具費等（教育・保育給付認定保護者）								1/3
副食材料費（施設等利用給付認定保護者）								1/3
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								1/3
新規参入施設等への巡回支援								1/3
認定こども園特別支援教育・保育経費								1/3
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援								1/3
多子世帯保育料負担軽減支援								1/2
放課後児童健全育成事業								1/3
子育て短期支援事業								1/3
短期入所生活援助事業								1/3
夜間養護等事業								1/3
乳児家庭全戸訪問事業								1/3
養育支援訪問事業								1/3
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3
地域子育て支援拠点事業								1/3
一時預かり事業								1/3
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								1/3
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ								1/3
病児保育事業								1/3
子育て援助活動支援事業								1/3
一般分　計								
Ⅲ．その他分								1/3
放課後児童健全育成事業								1/3
一時預かり事業								1/3
その他分　計								
合　　計								

（記入上の注意）

1．⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
2．⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3．⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
4．⑧欄には、⑦欄の額に1／3（利用者支援事業の場合は2／3、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の多子世帯保育料負担軽減支援の場合は1／2）を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表1（別葉）

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅳ．特例措置分（1）								
放課後児童健全育成事業								
子育て援助活動支援事業								
特例措置（1）分　計								1/3

（記入上の注意）

1．特例措置分（1）表には、特別措置分のうち、1　放課後児童健全育成事業及び2　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について記入すること。

2．⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。

3．⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

4．⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。

5．⑧欄には、⑦欄の額に1／3を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅳ．特例措置分（2）								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								1/3
特例措置分（2）　計								1/3

（記入上の注意）

1．特例措置分（2）表には、特別措置分のうち、3.利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）　新型コロナウイルス感染症対策支援事業及び4.利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業　ICT化推進事業について記入すること。

2．⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。

3．⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

4．⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。

5．⑧欄には、⑦欄の額に1／3を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅳ．特例措置分（3）								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								1/3
特例措置分（3）　計								1/3
特例措置分　小計								
総　合　計								

（記入上の注意）

1．特例措置分（3）表には、特別措置分のうち、5.利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）及び6.利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業　ICT化推進事業（令和3年度補正予算分）について記入すること。

2．⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。

3．⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

4．⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。

5．⑧欄には、⑦欄の額に1／3を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

6．「特例措置分　小計」欄には、別表1（別葉）の「特例措置分（1）　計」欄、「特例措置分（2）　計」欄及び「特例措置分（3）　計」欄の額を合計した額を記入すること。

7．「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別表1（別葉）の「特例措置分　小計」欄の額を合計した額を記入すること。

別表2

市町村名

1．利用者支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
1．基本型			
2．特定型			
小計（1＋2）	0	0	0
3．母子保健型			
合計（1～3）	0	0	0

（記入上の注意）
1．②③欄には、「（1）基本型」「（2）特定型」「（3）母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）基本型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	事業実施日数（週あたり） ⑤	事業実施時間（1日あたり） ⑥	職員の配置			夜間・休日加算		出張相談支援 ⑫	機能強化のための取組 ⑬	多言語対応		特別支援対応 ⑯	多機能型加算 ⑰	開設準備経費 ⑱	対象経費の支出予定額 ⑲	国庫補助基準額 ⑳
							専任職員 ⑦	補助職員 ⑧	計 ⑨	夜間 ⑩	休日 ⑪			通訳の配置 ⑭	翻訳システムの設置 ⑮					
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
計																				

（記入上の注意）
1．②欄は、地域子育て支援拠点（一般型）、地域子育て支援拠点（連携型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）、未定から該当するものを選択すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2．③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
3．④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4．⑩⑪欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
5．⑫欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
6．⑬欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
7．⑭、⑮欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
8．⑯欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
9．⑰欄は、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う場合には「有」を記入すること。
10．⑱欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

（2）特定型

0～5歳児人口 （H25～R2年の各年10月1日時点のうち、最も多いもの） ①		実施条件 ②	新子育て安心プランの採択を受けており、かつ、平成27年から令和2年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であること	
			新子育て安心プランの採択を受けており、かつ、今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれること	
			緊急対策実施市町村	

No.	名称 ③	実施場所 ④	運営主体 ⑤	事業実施月数 ⑥	事業実施日数（週あたり） ⑦	事業実施時間（1日あたり） ⑧	職員の配置			夜間・休日加算		出張相談支援 ⑭	機能強化のための取組 ⑮	多言語対応		特別支援対応 ⑱	開設準備経費 ⑲	対象経費の支出予定額 ⑳	国庫補助基準額 ㉑
							専任職員 ⑨	補助職員 ⑩	計 ⑪	夜間 ⑫	休日 ⑬			通訳の配置 ⑯	翻訳システムの設置 ⑰				
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

（記入上の注意）

1. ①欄は、1万人未満切上げにより記入すること。
2. ②欄は、特定型の補助要件として実施要綱に定める要件のうち、満たすものすべてに「〇」を付すこと。
3. ④欄は、地域子育て支援拠点（一般型）、地域子育て支援拠点（連携型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）、未定から該当するものを選択すること。
   ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
4. ⑤欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
5. ⑥欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
6. ⑫⑬欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
7. ⑭欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
8. ⑮欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
9. ⑯、⑰欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
10. ⑱欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
11. ⑲欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

（3）母子保健型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	事業実施日数（週あたり） ⑤	事業実施時間（1日あたり） ⑥	職員の配置						1市町村当たり単価の適用の有無 ⑬	多言語対応		特別支援対応 ⑯	開設準備経費 ⑰	対象経費の支出予定額 ⑱	国庫補助基準額 ⑲
							保健師等専門職員		困難事例等対応職員		補助職員 ⑪	計 ⑫		通訳の配置 ⑭	翻訳システムの設置 ⑮				
							（専任） ⑦	（兼任） ⑧	（専任） ⑨	（兼任） ⑩									
1																			
2																			
3																			
計																			

（記入上の注意）

1. ②欄は、地域子育て支援拠点（一般型）、地域子育て支援拠点（連携型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）、未定から該当するものを選択すること。
   ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4. ⑬欄は、「平成27年度において1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持し」ているものとして、1市町村当たりの単価を適用する場合は「有」、そうでない場合は「無」を記入すること。なお、「有」の場合には、⑱欄は計欄のみ記載すること。
5. ⑭、⑮欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
6. ⑯欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
7. ⑰欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 延長保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
1. 一般型（保育短時間認定）			
2. 一般型（保育標準時間認定）			
3. 訪問型（保育短時間認定）			
4. 訪問型（保育標準時間認定）			
合計	0	0	0

（記入上の注意）
1. ②③欄には、「（1）一般型（保育短時間認定）」「（2）一般型（保育標準時間認定）」「（3）訪問型（保育短時間認定）」「（4）訪問型（保育標準時間認定）」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）一般型（保育短時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	延長時間 ④		平均対象児童数 ⑤	短時間認定在籍児童数 ⑥	対象経費の支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧
1				前	合算	前			
				後		後			
2				前	合算	前			
				後		後			
3				前	合算	前			
				後		後			
4				前	合算	前			
				後		後			
計						前			
						後			

（記入上の注意）
1. ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A・B」「小規模C」「事業所内（20人以上）」「事業所内（19人以下）」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3. ④欄は、実施要綱4（1）④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。（例：前0.5 後0.5 合算1）
4. ⑤欄は、実施要綱4（1）④に基づく平均対象児童数を記入すること。
5. ⑥欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記入すること。（小数点以下第1位を四捨五入）

（2）一般型（保育標準時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	自園調理等 ④	延長時間 ⑤	※22時以降実施の場合の内訳 ～22時まで ⑥	※22時以降実施の場合の内訳 22時以降 ⑦	夜間保育所 ⑧	平均対象児童数 ～22時まで ⑨	平均対象児童数 22時以降 ⑩	対象経費の支出予定額 ⑪	国庫補助基準額 ⑫
1					前	前			前			
					後	後	後		後	後		
2					前	前			前			
					後	後	後		後	後		
3					前	前			前			
					後	後	後		後	後		
4					前	前			前			
					後	後	後		後	後		
計									前			
									後	後		

（記入上の注意）
1. ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内（20人以上）」「事業所内（19人以下A）」「事業所内（19人以下B）」「家庭的保育（4人以上）」「家庭的保育（3人以下）」のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3. ④欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
4. ⑤～⑦欄は、実施要綱4（1）④に基づく延長時間を記入すること。
5. ⑥⑦欄は、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内（20人以上）」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑥欄には22時までの延長時間を、⑦欄には22時以降の延長時間を記入した上で、⑤欄にはその合計時間を記入すること。
6. 「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第289号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設において22時以降に延長を実施する場合は、⑧欄に○を記入すること。
7. ⑨⑩欄は、実施要綱4（1）④に基づく平均対象児童数を記入することとし、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内（20人以上）」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑨欄には22時までの平均対象児童数を、⑩欄には22時以降の平均対象児童数をそれぞれ記入すること。それ以外の実施施設の類型の場合には、⑨欄にのみ記入すること。

（3）訪問型（保育短時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	延長時間 ④		年間延べ利用日数 ⑤	対象経費の支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1				前 後	合算	前 後		
2				前 後	合算	前 後		
3				前 後	合算	前 後		
4				前 後	合算	前 後		
5				前 後	合算	前 後		
計						前 後		

（記入上の注意）
1．②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3．④欄は、実施要綱4（2）④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。（例：前0.5 後0.5 合算1）
4．1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

（4）訪問型（保育標準時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	延長時間 ④	年間延べ利用日数	対象経費の支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1				前 後	前 後		
2				前 後	前 後		
3				前 後	前 後		
4				前 後	前 後		
5				前 後	前 後		
計					前 後		

（記入上の注意）
1．②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3．④欄は、実施要綱4（2）④に基づく延長時間を記入すること。

別表2

市町村名

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	支給見込								対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
	給食費（副食材料費）				教材費・行事費等（給食費以外）					
	か所数	支給児童数（延月数）			か所数	支給児童数（延月数）				
		月数	人数	計		月数	人数	計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1号認定（教育・保育給付認定）										
						小計				
2号認定（教育・保育給付認定）										
						小計				
3号認定（教育・保育給付認定）										
						小計				
施設等利用給付認定										
		小計								
合計										

（記入上の注意）

1. ①及び⑤欄は、支給児童がいる施設数を記入すること。
2. ②～④欄及び⑥～⑧欄は、支給した月数毎に行を分けて記載すること（＝年度途中から対象となった児童がいる場合等については、行を分けて記載すること。）。必要に応じて適宜行を追加すること。なお、「支給児童数（延月数）」の「合計」欄には、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」及び「施設等利用給付認定」それぞれの「小計」欄の合計を記載すること。

別表2

市町村名

4．多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型	か所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
1．新規参入施設等への巡回支援			
2．認定こども園特別支援教育・保育経費			
3．地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支			
4．多子世帯保育料負担軽減支援			
合計			

（記入上の注意）

1．②③欄には、各1～4の項目における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
2．3の①の欄には「（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。（例）35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。
3．4の①の欄には「（4）多子世帯保育料負担軽減支援」の対象として給付した対象児童数を「人・月」単位で記入すること。（例）35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

（1）新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施月数 ③	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

（記入上の注意）

1．②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

（2）認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称 ①	施設類型 ②	対象児童数 （年間延数） ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

（記入上の注意）

1．②欄は、以下から該当するものを記入すること。
ア．幼保連携型（学校法人立以外）、イ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立（学校法人化を予定する園を含む）：接続型）、
ウ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立（学校法人化を予定する園を含む）：並列型）、 エ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立以外：単独型）、
オ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立以外：接続型）、カ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立以外：並列型）、
キ．保育所型、ク．地方裁量型

2．③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。（例：4月3人、5月4人、6月5人・・・ の場合、3人＋4人＋5人＋・・・の合計値）
また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。

（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

No.	集団活動事業名 ①	対象幼児数（単位：人・月） ②	集団活動運営者名（法人類型含む） ③	集団活動実施場所の市町村名 ④	対象経費の支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）

1．本表は、給付対象とした集団活動事業ごとに記入すること。

2．②欄は、給付した対象幼児数を、「人・月」単位で記入すること。例：５人の幼児に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

（4）多子世帯保育料負担軽減支援

Ⅰ―ア　一般型

（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもを除く。）

No.	教育・保育認定区分 ①	所得階層区分 ②	対象年度 ③	対象児童数（単位：人・月） ④	対象経費の支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）

1．①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．教育標準時間認定
　イ．保育短時間認定（満3歳以上）
　ウ．保育短時間認定（満3歳未満）
　エ．保育標準時間認定（満3歳以上）
　オ．保育標準時間認定（満3歳未満）
2．②欄は、以下のア～ウのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）
　イ．市町村民税所得割課税額　48,600円未満
　ウ．市町村民税所得割課税額　77,101円未満
3．③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．平成28年度
　イ．平成29年度
　ウ．平成30年度
　エ．令和元年度上半期（①欄がア、イ、エの場合のみ）
　オ．令和元年度（①欄がウ、オの場合のみ）
　カ．令和2年度（①欄がウ、オの場合のみ）
　キ．令和3年度上半期（①欄がウ、オの場合のみ）
4．④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例：5人の児童に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

Ⅰ－イ　一般型

（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。）

No.	教育・保育認定区分 ①	所得階層区分 ②	対象年度 ③	対象児童数（単位：人・月） ④	対象経費の支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）

1．①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．教育標準時間認定
　イ．保育短時間認定（満3歳以上）
　ウ．保育短時間認定（満3歳未満）
　エ．保育標準時間認定（満3歳以上）
　オ．保育標準時間認定（満3歳未満）
2．②欄は、以下のア～イのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．市町村民税所得割課税額　48,600円未満
　イ．市町村民税所得割課税額　77,101円未満
3．③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．平成28年度
　イ．平成29年度
　ウ．平成30年度
　エ．令和元年度上半期（①欄がア、イ、エの場合のみ）
　オ．令和元年度（①欄がウ、オの場合のみ）
　カ．令和2年度（①欄がウ、オの場合のみ）
　キ．令和3年度上半期（①欄がウ、オの場合のみ）
4．④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例：5人の児童に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

Ⅱ　特例型

精算提示額 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③

（記入上の注意）

1．①欄には内閣府から提示した金額を記入すること。
2．②、③欄は、①欄の金額と同額を記入すること。

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

Ⅰ. 特定分　　市町村名

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

（記入上の注意）
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅱ. 一般分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応 推進事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
合計	円	円

（記入上の注意）
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅲ. その他分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円
合計	円	円

（記入上の注意）
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

別表2

Ⅰ．特定分

（1）放課後児童健全育成事業
（ア）開所日数250日以上

市町村名

	事業所名（クラブ名）①	職員配置の区分②	開所状況							児童の数⑩	児童の数が10人未満		分割⑬	新規開所年月日⑭	途中閉所年月日⑮	対象経費の支出予定額⑯	国庫補助基準額⑰
			年間開所日数（a）③	開所日数加算対象日数 (a)−250 ④	長期休暇支援加算対象日数⑤	平日分		長期休暇等分			山間地、漁業集落、へき地及び離島⑪	その他厚生労働大臣が認める場合⑫					
						開所時間⑥	長時間開所加算対象時間数⑦	開所時間⑧	長時間開所加算対象時間数⑨								
			日	日	日		時間		時間	人						円	円
1						～		～									
2						～		～									
3						～		～									
4						～		～									
5						～		～									
6						～		～									
7						～		～									
8						～		～									
9						～		～									
10						～		～									
合計（　　か所）													か所				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2．②欄は、以下のア～エのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員等を配置した場合
　イ．設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合
　ウ．設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合
　エ．設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合
3．⑥及び⑧欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。（1分未満切り捨て）
4．⑦及び⑨欄は、例のように記載し、小数点第3位を切り捨てること。（例：3時間10分⇒3.16）
5．⑩欄は、各月初日の児童の数（予定）（1人未満切り上げ）の年間平均を記載すること。
6．⑪及び⑫欄は該当するものに「〇」を記入すること。
7．⑬欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する（した）場合に「〇」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
8．⑭及び⑮欄は、新規開所又は途中閉所する（した）年月日を記入すること。

別表2

（1）放課後児童健全育成事業

（イ）開所日数200日～249日

市町村名

事業所名（クラブ名） ①	職員配置の区分 ②	開所状況					児童の数 ⑧	利用者に対するニーズ調査		児童の数が10人未満		分割 ⑬	新規開所年月日 ⑭	途中閉所年月日 ⑮	対象経費の支出予定額 ⑯	国庫補助基準額 ⑰
		年間開所日数 ③	長期休暇支援加算対象日数 ④	平日分		長期休暇等分		調査条件 ⑨	調査結果児童数 ⑩	山間地、漁業集落、へき地及び離島 ⑪	その他厚生労働大臣が認める場合 ⑫					
				開所時間 ⑤	長時間開所加算対象時間数 ⑥	開所時間 ⑦										
		日	日	～	時間	～	人		人						円	円
1				～		～										
2				～		～										
3				～		～										
4				～		～										
5				～		～										
6				～		～										
7				～		～										
8				～		～										
9				～		～										
10				～		～										
合計（　　か所）												か所				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「○○クラブA」「○○クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、以下のア～エのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
   ア. 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員等を配置した場合
   イ. 設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合
   ウ. 設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合
   エ. 設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合
3. ⑤及び⑦欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。（1分未満切り捨て）
4. ⑥欄は、例のように記載し、小数点第3位を切り捨てること。（例：3時間10分⇒3.16）
5. ⑧欄は、各月初日の児童の数（予定）（1人未満切り上げ）の年間平均を記載すること。
6. ⑨欄は、次の条件を満たしている場合に「○」を記入すること。
   1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間（土曜日、日曜日、祝日、夏休み等）ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
7. ⑩欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
8. 「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。
9. ⑪及び⑫欄は該当するものに「○」を記入すること。
10. ⑬欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する（した）場合に「○」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
11. ⑭欄及び⑮欄は、新規開所又は途中閉所する（した）年月日を記入すること。

別表2

（2）放課後子ども環境整備事業

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

（ア）放課後児童クラブ設置促進事業

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施場所 ②	新規開設の有無 ③	事業内容						市町村行動計画策定の有無 ⑩	対象経費の支出予定額 ⑪	国庫補助基準額 ⑫
				改修 ④	備品購入等 ⑤	開所準備経費 ⑥	一体型の実施 ⑦	防災対策の実施 ⑧	防犯対策の実施 ⑨			
1				該当するものに「〇」を記入すること							円	円
2												
3												
4												
5												
合計	か所											

（記入上の注意）

1．②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する（実施している）場所（例：小学校の余裕教室、児童館、保育所等）を記入すること。
2．③欄には、新規開設である場合に「〇」を記入すること。
3．⑩欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「〇」を記入すること。

（イ）放課後児童クラブ環境改善事業

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施場所 ②	新規開設の有無 ③	事業内容					市町村行動計画策定の有無 ⑨	対象経費の支出予定額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪
				開所準備経費 ④	一体型の実施 ⑤	幼稚園、認定こども園等における実施の有無（新規クラブ） ⑥	防災対策の実施 ⑦	防犯対策の実施 ⑧			
1				該当するものに「〇」を記入すること						円	円
2											
3											
4											
5											
合計	か所										

（記入上の注意）

1．②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する（実施している）場所（固有名詞ではなく種別（小学校の余裕教室、児童館、保育所等））を記入すること。
2．③欄には、新規開設である場合に「〇」を記入すること。
3．⑨欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合又は幼稚園、認定こども園等を活用する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「〇」を

別表2

（2）放課後子ども環境整備事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ウ）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

	事業所名（クラブ名）	対象経費の支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②
		円	円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

（エ）倉庫設備整備事業

	事業所名（クラブ名）	対象経費の支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②
		円	円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

別表２

（３）放課後児童クラブ支援事業

市町村名

（ア）障害児受入推進事業

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施月数 ②	対象経費の 支出予定額 ③	国庫補助 基準額 ④
		ヶ月	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（３）放課後児童クラブ支援事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）

事業所名（クラブ名）①		事業実施場所②	事業実施月数③	市町村行動計画策定の有無④	対象経費の支出予定額⑤	国庫補助基準額⑥
			ヶ月		円	円
1						
2						
3						
4						
5						
合計（　か所）						

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2．②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

3．③欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）①		事業実施場所		対象経費の支出予定額④	国庫補助基準額⑤
		移転前②	移転後③		
				円	円
1					
2					
3					
4					
5					
合計（　か所）					

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2．②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

別表２

（３）放課後児童クラブ支援事業　　市町村名

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（土地借料補助）

	事業所名（クラブ名） ①	実施主体 ②	対象経費の 支出予定額 ③	国庫補助 基準額 ④
1				
2				
3				
4				
5				
合計（　か所）				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。

（ウ）放課後児童クラブ送迎支援事業

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施月数 ②	対象経費の 支出予定額 ③	国庫補助 基準額 ④
		ヶ月	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
合計（　か所）				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。

2．②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表2

Ⅱ．一般分

市町村名

（4）放課後児童支援員等処遇改善等事業

（ア）家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置

事業者の名称（クラブ名） ①	事業実施月数 ②	開所状況			賃金改善する従事者数 ⑥	賃金改善する給与項目						従事項目					対象経費の支出予定額 ⑱	国庫補助基準額 ⑲
		年間開所日数 ③	開所時間			基本給 ⑦	手当 ⑧	手当の内容 ⑨	賞与 ⑩	その他 ⑪	その他の内容 ⑫	学校との情報共有 ⑬	保護者への連絡・情報共有 ⑭	防災・防犯対策 ⑮	要望・苦情への対応 ⑯	児童虐待早期発見への取組 ⑰		
			平日分 ④	長期休暇等分 ⑤														
	ヶ月				人	該当欄に〇を付すこと。⑨⑫欄については、内容を具体的に記入すること。						該当欄に主な取組内容等を記入すること						
1			～	～														
2			～	～														
3			～	～														
4			～	～														
5			～	～														
6			～	～														
7			～	～														
8			～	～														
9			～	～														
10			～	～														
合　　計																		

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2．②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

3．⑱欄は1円未満の端数は切り捨てること。

（イ）（ア）の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置

事業者の名称（クラブ名） ①	事業実施月数 ②	開所状況			賃金改善する従事者数 ⑥	賃金改善する給与項目						従事項目							対象経費の支出予定額 ⑲	国庫補助基準額 ⑳
		年間開所日数 ③	開所時間			基本給 ⑦	手当 ⑧	手当の内容 ⑨	賞与 ⑩	その他 ⑪	その他の内容 ⑫	地域組織との情報交換や相互交流 ⑬	児童館やその他公共施設等の積極的活用 ⑭	地域住民との連携、協力 ⑮	地域の保健医療機関等と連携 ⑯	虐待ケースの具体的な支援内容等を関係機関と検討・協議 ⑰	放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加 ⑱			
			平日分 ④	長期休暇等分 ⑤													実施	主な取組内容		
	ヶ月				人	該当欄に〇を付すこと。⑨⑫欄については、内容を具体的に記入すること。						該当欄に主な取組内容等を記入すること								
1			～	～																
2			～	～																
3			～	～																
4			～	～																
5			～	～																
6			～	～																
7			～	～																
8			～	～																
9			～	～																
10			～	～																
合　　計																				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2．②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

3．⑱欄の「実施」欄には、放課後子供教室との定期的な打ち合わせや、学校区ごとに設置する協議会への参加等を行っている場合に「〇」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。

4．⑲欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表２

（５）障害児受入強化推進事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名（クラブ名） ①		障害児数 ②	事業実施月数（３人以上の障害児の受け入れを行う場合の支援員等の配置月数） ③	医療的ケア児数 ④	事業実施月数（医療的ケア児の受け入れを行う場合の看護師等の配置月数） ⑤	対象経費の支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
		人	ヶ月	人	ヶ月	円	円
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計（　　か所）							

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄の障害児数には、医療的ケア児以外の障害児数を記入すること。
3. ③欄及び⑤欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表２

（６）小規模放課後児童クラブ支援事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

	事業所名（クラブ名） ①	児童の数 ②	放課後児童支援員等数 ③	事業実施月数 ④	対象経費の支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
		人	人		円	円
1						
2						
3						
4						
5						
	合計（　か所）					

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ③欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表２

（７）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

市町村名

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施月数 ②	対象経費の 支出予定額 ③	国庫補助 基準額 ④
		ヶ月	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、クラブごとに作成すること。
2. ②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（８）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業　　市町村名

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施月数 （運営事務等を行う職員の配置等の月数） ②	対象経費の 支出予定額 ③	国庫補助 基準額 ④
		ヶ月	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記

2．②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（９）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	事業所名（クラブ名） ①	第三者評価受審予定日 ②	対象経費の 支出予定額 ③	国庫補助 基準額 ④
			円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、クラブごとに作成すること。
2. ②欄は、第三者評価受審日（予定）を記載すること（日時が決まっていない場合は月のみの記載でも可能）。

別表2

Ⅲ. その他分

市町村名

（10）放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

事業所名（クラブ名）	事業実施月数	賃金改善する従事者数				賃金改善する給与項目						対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
		放課後児童支援員			その他	基本給	手当	手当の内容	賞与	その他	その他の内容		
		経験年数5年未満	経験年数5年以上10年未満	経験年数10年以上									
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	ヶ月	人	人	人	人	該当欄に該当する人数を記入すること。⑨⑫欄については、内容を具体的に記入すること。							
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合　　計													

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
3. ⑬欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表2

市町村名

6. 子育て短期支援事業

類型	施設実施（実施か所数） ①	里親等の数 ②	対象経費の支出予定額 ③	国庫補助基準額 ④
1. 短期入所生活援助（ショートステイ）事業		0	0	0
2. 夜間養護等（トワイライトステイ）事業		0	0	0
合計		0	0	0

（記入上の注意）
1.「（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業」「（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業」における対応する欄の金額等を記入すること。

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

実施施設の名称 ①		施設種別 ②	（②欄で「その他」を選択した場合のみ）具体的な施設種別 ③	里親等の数 ④	1日あたりの利用枠又は平均利用可能児童数 ⑤	年間開所日数 ⑥	延べ利用児童数 2歳未満児・慢性疾患児 ⑦	延べ利用児童数 2歳以上児 ⑧	延べ利用児童数 緊急一時保護の母親 ⑨	延べ利用児童数（※ひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分） 2歳未満児・慢性疾患児 ⑩	延べ利用児童数（※ひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分） 2歳以上児 ⑪	延べ利用児童数（※ひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分） 緊急一時保護の母親 ⑫	居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 付き添いの有無 ⑬	居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 日数 ⑭	開設準備経費 ⑮	対象経費の支出予定額 ⑯	国庫補助基準額 ⑰
施設	1																
	2																
	3																
	4																
	5																
里親等	里親																
	保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者																
	その他の保護を適切に行うことができる者																
合　計							0	0	0	0	0	0				0	0

（記入上の注意）
1. ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を選択すること。
2. ③欄は、②欄で「その他」を選択した場合における具体的な施設種別を記入すること（公共施設、障害児入所施設、医療機関等）。
3. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。またその人数は④欄に記入すること。
4. ⑤欄は、子育て短期支援事業の実施にあたり、利用定員を設けている場合は、利用定員を記入すること。利用定員を設けていない場合は、前年度の運営状況等により平均利用可能児童数を算出し記入すること。
5. ⑥欄は、利用児童の有無に関わらず受入れを可能としているおおよその日数を記入すること。（例：月～金のみ開所施設であれば260日（週5日×52週）、特段の定めがなく、随時受け付けている場合は365日）
6. ⑩～⑫におけるひとり親家庭等とは「子育て短期支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第14号）の「5. 留意事項」の（3）に規定するものであること。当該加算については、ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に計上すること。
7. ⑬欄は、付き添いを実施する場合は「有」を選択すること。
8. ⑭欄は、実施施設等毎に、訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施する日数を計上すること（1日に複数の児童に対し、複数回通学時等の付き添いを行った場合であっても、1日として計上する。）。
9. ⑮欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

		実施施設の名称 ①	施設種別 ②	（②欄で「その他」を選択した場合のみ）具体的な施設種別 ③	里親等の数 ④	1日あたりの利用枠又は平均利用可能児童数 ⑤	年間開所日数 ⑥	延べ利用児童数 夜間養護事業 基本分 ⑦	延べ利用児童数 夜間養護事業 宿泊分 ⑧	延べ利用児童数 休日預かり事業 ⑨	延べ利用児童数 ※ひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分 夜間養護事業 基本分 ⑩	延べ利用児童数 ※ひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分 夜間養護事業 宿泊分 ⑪	延べ利用児童数 ※ひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分 休日預かり事業 ⑫	居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 付き添いの有無 ⑬	居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 日数 ⑭	開設準備経費 ⑮	対象経費の支出予定額 ⑯	国庫補助基準額 ⑰
施設	1																	
	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
里親等	里親																	
	保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者																	
	その他の保護を適切に行うことができる者																	
合　計								0	0	0	0	0	0				0	0

（記入上の注意）

1. ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を選択すること。
2. ③欄は、②欄で「その他」を選択した場合における具体的な施設種別を記入すること（公共施設、障害児入所施設、医療機関等）。
3. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。またその人数は④欄に記入すること。
4. ⑤欄は、子育て短期支援事業の実施にあたり、利用定員を設けている場合は、利用定員を記入すること。利用定員を設けていない場合は、前年度の運営状況等により平均利用可能児童数を算出し記入すること。
5. ⑥欄は、利用児童の有無に関わらず受入れを可能としているおおよその日数を記入すること。（例：月～金のみ開所施設であれば260日（週5日×52週）、特段の定めがなく、随時受け付けている場合は365日）
6. ⑩～⑫におけるひとり親家庭等とは「子育て短期支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第14号）の「5. 留意事項」の（3）に規定するものであること。当該加算については、ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に計上すること。
7. ⑬欄は、付き添いを実施する場合は「有」を選択すること。
8. ⑭欄は、実施施設等毎に、訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施する日数を計上すること（1日に複数の児童に対し、複数回通学時等の付き添いを行った場合であっても、1日として計上する。）。
9. ⑮欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

別表2

市町村名

7. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

取組内容			家庭訪問数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
ケース対応会議	支援の実施				
	育児・家事援助	専門的相談支援			
①	②	③	④	⑤	⑥

（記入上の注意）
1. ①欄は、実施要綱の4の（4）に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
2. ②③欄は、養育支援訪問事業において、該当する支援を実施している場合に「○」を記入すること。
3. ④欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数				対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
育児・家事援助	専門的相談支援	助産師等による訪問支援	育児家事援助を民間団体へ委託		
①	②	③	④	⑤	⑥

（記入上の注意）
1. ①②③欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
2. ④欄は、育児・家事援助を民間団体へ委託して実施する場合は「○」を記入すること。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化		地域ネットワーク関係機関の連携強化	地域ネットワーク構成員の専門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携		地域住民への周知を図る取組	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修			実施要綱3（4）①の取組	実施要綱3（4）②の取組			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

（記入上の注意）
1. ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
2. ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

10. 地域子育て支援拠点事業

類型	か所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
1. 一般型			
2. 出張ひろば（一般型）			
3. 経過措置・小規模型指定施設（一般型）			
4. 連携型			
合計	0	0	0

（記入上の注意）
1. ②③欄には、「（1）一般型」「（2）出張ひろば（一般型）」「（3）経過措置・小規模型指定施設（一般型）」「（4）連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）一般型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	開設日数（週当たり） ⑤	開設時間（1日当たり） ⑥	専任職員の配置 常勤職員 ⑦	非常勤職員 ⑧	合計 ⑨	平均利用親子組数（1日当たり） ⑩	従来のセンター型実施の有無 ⑪	地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 ⑫	地域支援 ⑬	利用者支援事業の実施 ⑭	特別支援対応 ⑮	研修代替職員配置加算 ⑯	育児参加促進講習休日実施加算 ⑰	開設準備経費 改修費・備品購入費 ⑱	礼金及び賃借料 ⑲	対象経費の支出予定額 ⑳	国庫補助基準額 ㉑
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
計																					

（記入上の注意）
1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）、未定から該当するものを記入すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4. ⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5. ⑦⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。（事業に携わる職員の延べ人数ではない。）（小数点以下第1位を四捨五入）
6. ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（1）のアを利用する親子組数（見込み）の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
7. ⑪欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。
8. ⑫欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の④の（ｱ）～（ｴ）のうち該当する記号を全て記入すること。
9. ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑥の(ｱ)～(ｴ)のうち該当する記号を全て記入すること。（⑭利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。）
10. ⑭欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
11. ⑮欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
12. ⑯欄は、代替職員を配置して研修受講した職員の人数を記入すること。（1人が複数回の研修をした場合も「1」とカウント）
13. ⑰欄は、両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施する場合は「有」を記入すること。
14. ⑱⑲欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
15. 同一施設において、開設日数や専任職員の配置の変更により実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
《例》　4月～6月（4日実施） → 3～4日型　、　7月～3月（5日実施） → 5日型
・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「（形態変更）」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。
・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

（2）出張ひろば（一般型）

No.	出張元名称 ①	出張先名称 ②	事業実施月数 ③	開設日数（週当たり） ④	開設時間（1日当たり） ⑤	平均利用親子組数（1日当たり） ⑥	開設準備経費		対象経費の支出予定額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
							改修費・備品購入費 ⑦	礼金及び賃借料 ⑧		
1										
2										
3										
4										
計										

（記入上の注意）

1. ①欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
2. ②欄は、出張元の拠点が出張ひろば事業を複数の場所において週1～2日実施する場合は、代表となる名称を記載しその他の場所については「他〇箇所」と記入すること。
3. ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4. ⑤欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5. ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（1）のアを利用する親子組数（見込み）の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
6. ⑦⑧欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

（3）経過措置・小規模型指定施設（一般型）

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	開設日数（週当たり） ⑤	開設時間（1日当たり） ⑥	専任職員の配置 ⑦	平均利用親子組数（1日当たり） ⑧	事業内容 ⑨	保健相談（週3回程度実施）の有無 ⑩	開設年月日（H19.3.31以前でなければ対象外） ⑪	対象経費の支出予定額 ⑫	国庫補助基準額 ⑬
1													
2													
3													
4													
5													
計													

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）から該当するものを記入すること。
   ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4. ⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5. ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。（事業に携わる職員の延べ人数ではない。）（小数点以下第1位を四捨五入）
6. ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑦の(ｲ)の（d）のaを利用する親子組数（見込み）の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
7. ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑦の(ｲ)の(d)のa～cのうち該当する記号を全て記入すること。
8. ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑦の(ｳ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。
9. ⑪欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

（4）連携型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	開設日数（週当たり） ⑤	開設時間（1日当たり） ⑥	専任職員の配置 ⑦	平均利用親子組数（1日当たり） ⑧	地域の子育て力を高める取組の実施 ⑨	利用者支援事業の実施 ⑩	特別支援対応 ⑪	研修代替職員配置加算 ⑫	育児参加促進講習休日実施加算 ⑬	開設準備経費		対象経費の支出予定額 ⑯	国庫補助基準額 ⑰
														改修費・備品購入費 ⑭	礼金及び賃借料 ⑮		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、その他児童福祉施設、その他（　）、未定から該当するものを記入すること。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4. ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5. ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。（事業に携わる職員の延べ人数ではない。）（小数点以下第1位を四捨五入）
6. ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（1）のアを利用する親子組数（見込み）の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
7. ⑨欄は、地域の子育て力を高める取組を実施している場合は「有」を記入すること。（⑩利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。）
8. ⑩欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
9. ⑪欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
10. ⑫欄は、代替職員を配置して研修受講した職員の人数を記入すること。（1人が複数回の研修をした場合も「1」とカウント）
11. ⑬欄は、両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施する場合は「有」を記入すること。
12. ⑭⑮欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. 同一施設において、開設日数の変更により実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。

    《例》　4月～6月（4日実施）→ 3～4日型　、　7月～3月（5日実施）→ 5～7日型

    ・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「（形態変更）」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。

    ・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

11．一時預かり事業

類型	か所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
1．一般型(一般分)			
2．一般型（その他分）			
3．幼稚園型Ⅰ			
4．幼稚園型Ⅱ			
5．余裕活用型			
6．居宅訪問型			
小計（1＋2＋5＋6）	0	0	0
小計（3＋4）	0	0	0
合計（1～6）	0	0	0

（記入上の注意）

1．②③欄には、「（1）一般型(一般分）」「（1）一般型（その他分）」「（2）幼稚園型Ⅰ」「（3）幼稚園型Ⅱ」「（4）余裕活用型」「（5）居宅訪問型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）一般型（一般分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	利用定員 ④	事業実施月数 ⑤	利用見込児童数（年間延べ人数）																		
						ア 一般型対象児童（イ～エを除く） ⑥	イ 特別利用保育等対象児童														ウ 緊急一時預かり対象児童 ⑮	エ 特別支援児童対象児童		
							平日 ⑦	長時間			長期休業日（8時間未満） ⑨	長時間			長期休業日（8時間以上） ⑪	長時間			休日 ⑬	長時間						
								2時間未満	2～3時間	3時間以上 ⑧		2時間未満	2～3時間	3時間以上 ⑩		2時間未満	2～3時間	3時間以上 ⑫		2時間未満	2～3時間	3時間以上 ⑭		障害児 ⑯	多胎児 ⑰	合計 ⑱
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
計																								

No.	担当職員の配置				開所時間 ㉓	開所日数 ㉔	基幹型施設 ㉕	地域密着Ⅱ型 ㉖	開設準備経費		対象経費の支出予定額 ㉙	国庫補助基準額 ㉚
	保育士 ⑲	家庭的保育者 ⑳	研修受講者 ㉑	合計 ㉒					改修費等 ㉗	礼金及び賃借料 ㉘		
1												
2												
3												
4												
5												
計												

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他（　　）から該当するものを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施場所を記載すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
5. ⑧⑩欄は、4時間（又は特別利用保育として提供される時間との合計が8時間）を超えた場合、⑫⑭欄は、8時間を超えた場合の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
6. ⑮欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用見込児童数を記入すること。
7. ⑯～⑰欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
8. ⑲～㉑欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記入すること。
9. ⑳欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみなしている人数を記入すること。
10. ㉓欄は、1日当たりの開所時間を記入すること。
11. ㉔欄は、年間の開所日数を記入すること。
12. 基幹型施設の場合は、㉕欄に「〇」を記入すること。
13. 地域密着Ⅱ型として実施している場合には、㉖欄に「〇」を記入すること。
14. ㉗㉘欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

別表２

（１）一般型（その他分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	利用定員 ④	事業実施月数 ⑤	事務経費		対象経費の支出予定額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨
						事務職員等 ⑥	賃借料 ⑦		
1									
2									
3									
4									
5									
計									

（記入上の注意）

１．②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他（　　）から該当するものを記入すること。その他の場合は（ ）内に具体的な実施場

２．③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

３．④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。

４．⑤欄は、月途中開始の場合は１月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

５．⑥⑦欄の該当するものに対象経費の支出予定額の内訳額を記入すること。

（2）幼稚園型Ⅰ

No.	名称	施設所在地市町村名	設置主体	施設類型	施設の年間実施日数			幼稚園型Ⅰ																				
								年間延べ利用見込者数【自市町村分】											施設当たり年間延べ利用見込者数【広域利用含む】				保育体制充実加算		就労支援型施設加算		開設準備経費（改修費等）	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
									⑧以外の園児											⑯以外の園児								
									幼稚園在籍園児						幼稚園在籍園児以外					幼稚園在籍園児								
											うち長時間					うち長時間												
											2時間未満	2～3時間	3時間以上		平日＋長期休業日＋休日	2時間未満	2～3時間	3時間以上										
					平日	長期休業日	休日	特別な支援を要する園児												特別な支援を要する園児		平日	長期休業日		保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者割合		配置月数			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧												⑯	⑰	⑱		⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
1									平日	⑨																			
									長期休業日（8時間未満）	⑩																			
									長期休業日（8時間以上）	⑪																			
									休日	⑫																			
2									平日																				
									長期休業日（8時間未満）																				
									長期休業日（8時間以上）																				
									休日																				
3									平日																				
									長期休業日（8時間未満）																				
									長期休業日（8時間以上）																				
									休日																				
計																													

（記入上の注意）

1. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2. ④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（新制度）、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかを記入すること。
3. ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
4. ⑥欄は、各園で定めている長期休業（春季・夏季・冬季休暇等）中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
5. ⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3．4．5．の考え方と同様である。
6. ⑧～⑮欄は、自市町村分について記入すること。
7. ⑨⑩欄に係る長時間分については4時間（又は教育時間との合計が8時間）を超えた場合、⑪⑫⑭欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用見込者を記入すること。
8. ⑯⑰欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在地市町村に確認の上記入すること。
   （施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の見込等を踏まえた年間延べ利用見込者数（在籍園児の平日・長期休業日利用分に限る）を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。）
9. ⑲欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、⑳欄は、教育・保育従事者の保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者の割合に応じて「すべて」又は「2分の1以上」を記入すること。
10. ㉑欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、㉒欄は、事務職員を実際に配置している月数に応じて「6月未満」又は「6月以上」を記入すること。
11. ㉓欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

（3）幼稚園型Ⅱ

No.	名称 ①	施設所在地市町村名 ②	設置主体 ③	施設類型 ④	施設の年間実施日数			幼稚園型Ⅱ 年間延べ利用見込み者数											開設準備経費（改修費等） ⑩	対象経費の支出予定額 ⑪	国庫補助基準額 ⑫
								2歳児				1歳児				0歳児					
					平日 ⑤	長期休業日 ⑥	休日 ⑦	平日＋長期休業日＋休日 ⑧	うち長時間			平日＋長期休業日＋休日 ⑧	うち長時間			平日＋長期休業日＋休日 ⑧	うち長時間				
									2時間未満	2～3時間	3時間以上 ⑨		2時間未満	2～3時間	3時間以上 ⑨		2時間未満	2～3時間	3時間以上 ⑨			
1																					
2																					
3																					
計																					

（記入上の注意）

1．③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2．④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（新制度）のいずれかを記入すること。
3．⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
4．⑥欄は、各園で定めている長期休業（春季・夏季・冬季休暇等）中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
5．⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3．４．５．の考え方と同様である。
6．⑧⑨欄は、自市町村分について記入すること。
7．⑧⑨欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用見込者を記入すること。
8．⑩欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

（4）余裕活用型

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施月数 ④	利用見込児童数（年間延べ人数） 基本分 ⑤	特別支援児童対象児童 障害児 ⑥	多胎児 ⑦	合計 ⑧	開設準備経費（改修費等） ⑨	対象経費の支出予定額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪
1											
2											
3											
4											
5											
計											

（記入上の注意）
1．②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
2．③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3．④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4．⑥～⑧は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
5．⑨欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

（5）居宅訪問型

No.	派遣元施設名称 ①	設置主体 ②	利用定員 ③	事業実施月数 ④	利用見込児童数（年間延べ人数） 緊急一時預かり対象児童以外 4時間以上 ⑤	4時間未満 ⑥	合計 ⑦	緊急一時預かり対象児童 4時間以上 ⑧	4時間未満 ⑨	合計 ⑩	特別支援児童対象児童 障害児 ⑪	多胎児 ⑫	合計 ⑬	開設準備経費（改修費等） ⑭	対象経費の支出予定額 ⑮	国庫補助基準額 ⑯
1																
2																
3																
4																
5																
計																

（記入上の注意）
1．②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2．③欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
3．④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4．⑧～⑩欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用見込児童数を記入すること。
5．⑪～⑬は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
6．⑭欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

12. 病児保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
特定分			
1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型（訪問型）			
事業費合計			
1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計			
一般分（改善分）			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
一般分（改善分）合計			

（記入上の注意）

1. ②③欄には、「（1）病児対応型」「（2）病後児対応型」「（3）体調不良児対応型」「（4）非施設型（訪問型）」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）病児対応型

①特定分（基本分・加算分）及び一般分（改善分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	利用定員 ④	利用料金（1日当たり） ⑤	事業実施月数 ⑥	利用見込児童数（年間延人数） ⑦	うち、送迎対応利用見込児童数（年間延人数） ⑧	送迎対応 ⑨	看護師等雇上費 ⑩	送迎経費 ⑪	送迎対応を行う職員種別・人数 ⑫		送迎方法 ⑬	研修参加見込職員数 ⑭	普及定着促進費		改善分の減算の有無 ⑰
												（職員種別）	（人数）			改修費等 ⑮	礼金及び賃借料 ⑯	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

No.	対象経費の支出予定額 ⑱	うち特定分（基本分・加算分） ⑲	うち一般分（改善分） ⑳	国庫補助基準額 ㉑	うち特定分（基本分・加算分） ㉒	うち一般分（改善分） ㉓
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）

1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、１日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中開始の場合は１月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑨欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑩欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑪欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑫欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等（看護師、準看護師、保健師又は助産師）の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑬欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑭欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること（１人で複数の研修に参加する場合も「１」とすること。）。
12. ⑮⑯欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. ⑰欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
14. ⑲欄は、㉒欄の「うち特定分（基本分・加算分）」と同額を記入すること。ただし、その額が⑱欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合又は改善分の減算を適用している場合は、⑱欄と同額を記入すること。
15. ⑳欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、⑱欄の「対象経費の支出予定額」から⑲欄の「うち特定分（基本分・加算分）」を除いた額を記載記入すること。
16. ㉒欄は、別紙の第３欄に定める基準額（改善分を除く）を記入すること。
17. ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第３欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称 ①	減免分加算適用（生活保護）延べ人数 ②	うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数 ③	減免分加算適用（非課税世帯）延べ人数 ④	対象経費の支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（2）病後児対応型

①特定分（基本分・加算分）及び一般分（改善分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	利用定員 ④	利用料金（1日当たり） ⑤	事業実施月数 ⑥	利用見込児童数（年間延人数） ⑦	うち、送迎対応利用見込児童数（年間延人数） ⑧	送迎対応 ⑨	看護師等雇上費 ⑩	送迎経費 ⑪	送迎対応を行う職員種別・人数 ⑫		送迎方法 ⑬	研修参加見込職員数 ⑭	普及定着促進費		改善分の減算の有無 ⑰
												（職員種別）	（人数）			改修費等 ⑮	礼金及び賃借料 ⑯	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

No.	対象経費の支出予定額 ⑱	うち特定分（基本分・加算分） ⑲	うち一般分（改善分） ⑳	国庫補助基準額 ㉑	うち特定分（基本分・加算分） ㉒	うち一般分（改善分） ㉓
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）

1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑨欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑩欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑪欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑫欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等（看護師、準看護師、保健師又は助産師）の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑬欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑭欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること（1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。）。
12. ⑮⑯欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. ⑰欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
14. ⑲欄は、㉒欄の「うち特定分（基本分・加算分）」と同額を記入すること。ただし、その額が⑱欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合又は改善分の減算を適用している場合は、⑱欄と同額を記入すること。
15. ⑳欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、⑱欄の「対象経費の支出予定額」から⑲欄の「うち特定分（基本分・加算分）」を除いた額を記載記入すること。
16. ㉒欄は、別紙の第3欄に定める基準額（改善分を除く）を記入すること。
17. ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称 ①	減免分加算適用（生活保護）延べ人数 ②	うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数 ③	減免分加算適用（非課税世帯）延べ人数 ④	対象経費の支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（3）体調不良児型

①特定分（平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設。ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施月数 ④	利用見込児童数（年間延人数） ⑤	うち、送迎対応見込児童数（年間延人数） ⑥	送迎対応 ⑦	看護師等雇上費 ⑧	送迎経費 ⑨	送迎対応を行う職員種別・人数 ⑩		送迎方法 ⑪	研修参加見込職員数 ⑫	対象経費の支出予定額 ⑬	国庫補助基準額 ⑭
										（職員種別）	（人数）				
1															
2															
3															
4															
5															
計															

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「有（一般）」と記載すること。
5. ⑧欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
6. ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
7. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等（看護師、準看護師、保健師又は助産師）の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
8. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施方法を記入すること。
9. ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること（1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。）。
10. 一般分（改善分）に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載について、②～⑤欄は記載せず、⑬欄及び⑭欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

②一般分（改善分）（平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設。ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施月数 ④	利用見込児童数（年間延人数） ⑤	対象経費の支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1							
2							
3							
4							
5							
計							

（記入上の注意）
1．②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
2．③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3．④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4．一般分（改善分）に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「ア．特定分」欄に記入すること。

（4）非施設型（訪問型）

No.	名称 ①	設置主体 ②	事業実施月数 ③	利用料金（1日当たり） ④	対象経費の支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）
1．②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

13. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

基本事業																
事業開始年月 ①	会員数				支部数 ⑥	講習（24h以上）の実施 ⑦	土日実施加算 ⑧	預かり手増加のための取組加算			合同実施市町村 ⑫	ひとり親家庭等への利用支援				地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 ⑰
	提供会員 ②	依頼会員 ③	両方会員 ④	合計 ⑤				前年度提供・両方会員数 ⑨	増加人数 ⑩	増加割合 ⑪		ア 優先して調整 ⑬	イ 早朝、夜間等に対 ⑭	ウ援助会員への助成 ⑮	エ訪問実施 ⑯	

基本事業					病児・緊急対応強化事業							対象経費の支出予定額 ㉚	国庫補助基準額 ㉛
開設準備経費		利用件数（年間延べ数）			事業開始年月 ㉓	利用件数（年間延べ数）			近隣市町村会員の受入 ㉗	初年度体制整備 ㉘	合同実施市町村 ㉙		
改修費・備品購入費 ⑱	礼金及び賃借料 ⑲	預かり ⑳	送迎 ㉑	合計 ㉒		預かり ㉔	送迎 ㉕	合計 ㉖					

（記入上の注意）

1. ①欄は、基本事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
2. ②～⑤欄は、1年ごとに更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数が逆になっていないか確認すること。
3. ⑥欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
4. ⑦欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「○」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「○」は記入できないことに留意すること。
5. ⑧欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業説明会と事前顔合わせを合わせて年間30回以上実施した場合に「○」を記入すること。なお、事前顔合わせには、アドバイザー等が立ち会わなければならないことに留意すること。
6. ⑨～⑪欄は、提供会員・両方会員（依頼会員は対象外）を右記のとおり増やした場合に、⑩⑪いずれか該当する方を記入。（前年度の会員数 19人以下→2人以上増、20～199人→1割以上増、200人以上→20人以上増）
7. ⑫欄は、基本事業を合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名（24h講習のみ）」と記入すること。
8. ⑬～⑯欄は、実施要綱3（3）②のア～エのうち実施している支援について「○」を記入すること。（複数選択可。なお、ひとり親家庭、低所得者及びダブルケア負担の世帯の全てに対し、いずれかの支援を行うこと。）
9. ⑰欄は、地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合は「○」を記入すること。
10. ⑱、⑲欄は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
11. ⑳～㉒欄は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。なお、送迎については、1人の提供会員が1回の援助で送りと迎えの両方を行った場合でも、送迎1件と計上。
12. ㉓欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
13. ㉔～㉖欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「0」を記入すること。
    また、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
14. ㉗、㉘欄は、当てはまる場合に「○」を記入すること。
15. ㉙欄は、会則等で受入を定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。また、当該措置は㉘の「複数市町村での合同実施」とは別の制度であることに留意すること。
16. ㉙欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

別表２

１．放課後児童健全育成事業

市町村名

（１）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業～（７）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業

事業名	補助基準額（１支援の単位・１日当たり） ①	事業を活用する支援の単位数 ②	春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から開所する日数 ③	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額（①×②×③） ⑤
	円	支援の単位	日	円	円
（１） 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業					
（２） 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業					
（３） 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業					
（４） 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業					
（５） 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業					
（６） 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業					
（７） 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業					

（記入上の注意）

1. 事業1：新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から開所するための経費を補助。
2. 事業2：新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助。
3. 事業3：新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助。
4. 事業4：新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助。
5. 事業5：新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助。
6. 事業6：新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、事業5に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助。
7. 事業7：新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助。
8. ③欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から開所する日数を記入すること。（支援の単位毎に開所日数が異なる場合、最も開所日数の長い支援の単位の開所日数を記入すること。）

（８）新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業

事業名	補助基準額（１人・１日当たり） ⑥	事業対象者数 ⑦	臨時休業等の日数 ⑧	対象経費の支出予定額 ⑨	国庫補助基準額（⑥×⑦×⑧） ⑩
	円	人	日	円	円
（８） 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業					

対象経費の支出予定額（④＋⑨の合計） ⑪	国庫補助基準額（⑤＋⑩の合計） ⑫
円	円

（記入上の注意）
1. 事業8：市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市区町村が保護者へ返還した場合等の経費を補助
2. ⑦欄は、市区町村の要請により、放課後児童クラブを臨時休業させた場合、または、保護者に利用を自粛させた場合等に日割り利用料を返却した子どもの数を記入すること。
3. ⑧欄は、市区町村の要請により、放課後児童クラブを臨時休業させた場合、または、保護者に利用を自粛させた場合等の返却の対象となった日数を記入すること。（対象者毎に臨時休業等の日数が異なる場合、最も長い臨時休業等の日数を記入すること。）
4. ⑪欄は、④欄と⑨欄の合計値を記入すること。
5. ⑫欄は、⑤欄と⑩欄の合計値を記入すること。

別表２

２．子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）　　市町村名

特例措置対象人数（延べ） ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
	円	円

（記入上の注意）

１．②欄は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー･サポート･センター事業を利用する場合における、子どもの預かりの援助を行いたい会員への利用料相当額の助成額を記入すること。

別表２

３．新型コロナウイルス感染症対策支援事業

市町村名

事業名	利用定員	実施か所数等 ①	対象経費の支出予定額	② 円	③	国庫補助基準額 ④ 円
利用者支援事業	ー	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
延長保育事業	19人以下	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	20人以上59人以下	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	60人以上	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			

				「D　その他」の内容（自由記述）		

放課後児童健全育成事業	19人以下	支援単位	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	20人以上59人以下	支援単位	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	60人以上	支援単位	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
子育て短期支援事業	ー	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			

乳児家庭全戸訪問事業	ー	市町村	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
養育支援訪問事業	ー	市町村	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
地域子育て支援拠点事業	ー	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			

一時預かり事業	ー	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
病児保育事業	ー	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	ー	市町村	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
合　　計						（　　）

（記入上の注意）

1．②欄は、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費）及び、市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限り計上すること。

なお、かかり増し経費欄は以下の「A　人件費（手当、賃金等）」、「B　物品購入支援」の内訳により計上し、
「C　備品等購入費」欄は事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入に係る費用について計上し、
「D　その他」欄は、A～Cのいずれにも該当しないものについて記載すること。
また、「C　備品等購入費」に該当する場合及び「D　その他」については、支出予定の内容を具体的に記載すること。

・A　人件費（手当、賃金等）･･･超過勤務手当、割増賃金等、法人の給与規定等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金に必要な経費。
・B　物品購入支援･･･施設の感染防止対策の一環として、職員個人が必要とする物品等の購入支援に必要な経費。

2．延長保育事業の利用「定員」は、事業を実施する保育所等の定員をいう。

3．④欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額（※）の合計額を計上すること。

※実施か所等ごとの国庫補助基準額は、令和2年度の交付決定額を除いた額とする。

4．④欄の括弧内は、令和2年度の交付決定額を計上すること。

別表２

４．利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業
　　ＩＣＴ化推進事業

市町村名

事業名	事業所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
		円	円
利用者支援事業	か所		（　　）
放課後児童健全育成事業	支援単位		（　　）
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		（　　）
養育支援訪問事業	市町村		（　　）
地域子育て支援拠点事業	か所		（　　）
合計（　か所）			（　　）

（記入上の注意）
1．②欄は、ICT化推進事業の対象経費を記入すること。
2．③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額（※）の合計額を計上すること。
　※実施か所等ごとの国庫補助基準額は、令和2年度の交付決定額を除いた額とする。
3．③欄の括弧内は、令和2年度の交付決定額を計上すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5. 新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）

類型	か所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
（1） かかり増し経費・備品等購入費等			
（2） 感染症対策のための改修			
合計	0	0	0

（記入上の注意）

1. ②③欄には、「（1）かかり増し経費・備品等購入費等」「（2）感染症対策のための改修」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

別表２

５．新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）
（１）かかり増し経費・備品等購入費等

市町村名

事業名	利用定員	実施か所数等 ①	対象経費の支出予定額	② 円	③	国庫補助基準額 ④ 円
利用者支援事業	ー	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
延長保育事業	19人以下	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	20人以上59人以下	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	60人以上	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			

放課後児童健全育成事業	19人以下	支援の単位	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	20人以上59人以下	支援の単位	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	60人以上	支援の単位	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
子育て短期支援事業	ー	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			

乳児家庭全戸訪問事業	ー	市町村	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
養育支援訪問事業	ー	市町村	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
地域子育て支援拠点事業	ー	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			

一時預かり事業	―	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
病児保育事業	―	か所	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	―	市町村	支出予定額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
合　　計						

（記入上の注意）

1．②欄は、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）及び、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限り計上すること。

なお、かかり増し経費欄は以下の「A 人件費（手当、賃金等）」、「B 物品購入支援」の内訳により計上し、
「C 備品等購入費」欄はマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のためのの備品の購入に係る費用について計上し、
「D その他」欄は、A～Cのいずれにも該当しないものについて記載すること。
また、「C 備品等購入費」に該当する場合及び「D その他」については、支出予定の内容を具体的に記載すること。

・A 人件費（手当、賃金等）･･･超過勤務手当等の割増賃金等、法人の給与規定等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金に必要な経費。
・B 物品購入支援･･･事業所等の感染防止対策の一環として、職員個人が必要とする物品等の購入支援に必要な経費。

2．延長保育事業の利用「定員」は、事業を実施する保育所等の定員をいう。

3．④欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表２

５．新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）
（２）感染症対策のための改修

市町村名

事業名	事業所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
		円	円
利用者支援事業	か所		
延長保育事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
一時預かり事業	か所		
病児保育事業	か所		
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市町村		
合計			

（記入上の注意）
1．②欄は、感染症対策のための改修に必要な経費を記入すること。
2．③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表２

６．利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業
　　ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）

市町村名

事業名	事業所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
		円	円
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
合計			

（記入上の注意）
1．②欄は、ICT化推進事業の対象経費を記入すること。
2．③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表1

（元号） 年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①−②)	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧	国庫補助金交付決定額 ⑨	国庫補助金受入済額 ⑩	差引過不足額 ⑪(⑩−⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅰ．特定分											
延長保育事業								1/3			
放課後児童健全育成事業								1/3			
病児保育事業											
事業費合計								1/3			
低所得者減免分加算合計								1/3			
特定分　計											
Ⅱ．一般分											
利用者支援事業								2/3			
基本型及び特定型								2/3			
母子保健型								2/3			
実費徴収に係る補足給付を行う事業								1/3			
日用品・文房具費等（教育・保育給付認定保護者）								1/3			
副食材料費（施設等利用給付認定保護者）								1/3			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								1/3			
新規参入施設等への巡回支援								1/3			
認定こども園特別支援教育・保育経費								1/3			
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援								1/3			
多子世帯保育料負担軽減支援								1/2			
放課後児童健全育成事業								1/3			
子育て短期支援事業								1/3			
短期入所生活援助事業								1/3			
夜間養護等事業								1/3			
乳児家庭全戸訪問事業								1/3			
養育支援訪問事業								1/3			
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3			
地域子育て支援拠点事業								1/3			
一時預かり事業								1/3			
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								1/3			
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ								1/3			
病児保育事業								1/3			
子育て援助活動支援事業								1/3			
一般分　計											
Ⅲ．その他分											
放課後児童健全育成事業								1/3			
一時預かり事業								1/3			
その他分　計											
合　　計											

（記入上の注意）

1．⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
2．⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3．⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
4．⑧欄には、⑦欄の額に1／3（利用者支援事業の場合は2／3、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の多子世帯保育料負担軽減支援の場合は1／2）を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入するこ
5．⑪欄の「合計」には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額（返納額）がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の変更に当たっては、「Ⅰ　特定分」「Ⅱ　一般分」「Ⅲ　その他分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。

別表1（別葉）

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①−②)	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧	国庫補助金交付決定額 ⑨	国庫補助金受入済額 ⑩	差引過不足額 ⑪(⑩−⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅳ．特例措置分（1）											
放課後児童健全育成事業											
子育て援助活動支援事業											
特例措置（1）分　計								1/3			

（記入上の注意）

1．特例措置分（1）表には、特別措置分のうち、1　放課後児童健全育成事業及び2　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について記入すること。
2．⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
3．⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
4．⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
5．⑧欄には、⑦欄の額に1／3を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①−②)	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧	国庫補助金交付決定額 ⑨	国庫補助金受入済額 ⑩	差引過不足額 ⑪(⑩−⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅳ．特例措置分（2）											
利用者支援事業											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
特例措置分（2）　計								1/3			

（記入上の注意）

1．特例措置分（2）表には、特別措置分のうち、3.利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）　新型コロナウイルス感染症対策支援事業及び4.利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業　ICT化推進事業について記入すること。
2．⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
3．⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
4．⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
5．⑧欄には、⑦欄の額に1／3を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①−②)	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧	国庫補助金交付決定額 ⑨	国庫補助金受入済額 ⑩	差引過不足額 ⑪(⑩−⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅳ. 特例措置分(3)											
利用者支援事業											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
特例措置分(3)　計								1/3　1/3			
特例措置分　小計											
総　合　計											

（記入上の注意）

1. 特例措置分(3)表には、特別措置分のうち、5.利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)　新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分)及び6.利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業　ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)について記入すること。
2. ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
3. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
4. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
5. ⑧欄には、⑦欄の額に1／3を乗じて得た額(1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
6. 「特例措置分　小計」欄には、別表1(別葉)の「特例措置分(1)　計」欄、「特例措置分(2)　計」及び「特例措置分(3)　計」欄の額を合計した額を記入すること。⑪欄には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の変更に当たっては、「Ⅳ　特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。
7. 「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別表1(別葉)の「特例措置分　小計」欄の額を合計した額を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

1．利用者支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
1．基本型			
2．特定型			
小計（1＋2）	0	0	0
3．母子保健型			
合計（1～3）	0	0	0

（記入上の注意）
1．②③欄には、「（1）基本型」「（2）特定型」「（3）母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）基本型

No. ①	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	事業実施日数（週あたり） ⑤	事業実施時間（1日あたり） ⑥	職員の配置			夜間・休日加算		出張相談支援 ⑫	機能強化のための取組 ⑬	多言語対応		特別支援対応 ⑯	多機能型加算 ⑰	開設準備経費 ⑱	対象経費の実支出額 ⑲	国庫補助基準額 ⑳
							専任職員 ⑦	補助職員 ⑧	計 ⑨	夜間 ⑩	休日 ⑪			通訳の配置 ⑭	翻訳システムの設置 ⑮					
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
計																				

（記入上の注意）
1．②欄は、地域子育て支援拠点（一般型）、地域子育て支援拠点（連携型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）から該当するものを選択すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2．③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
3．④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4．⑩⑪欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
5．⑫欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
6．⑬欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
7．⑭、⑮欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
8．⑯欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
9．⑰欄は、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行った場合には「有」を記入すること。
10．⑱欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

（2）特定型

0～5歳児人口 （H25～R2年の各年10月1日時点のうち、最も多いもの） ①		実施条件 ②	新子育て安心プランの採択を受けており、かつ、平成27年から令和2年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であること	
			新子育て安心プランの採択を受けており、かつ、今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれること	
			緊急対策実施市町村	

No.	名称 ③	実施場所 ④	運営主体 ⑤	事業実施月数 ⑥	事業実施日数（週あたり） ⑦	事業実施時間（1日あたり） ⑧	職員の配置			夜間・休日加算		出張相談支援 ⑭	機能強化のための取組 ⑮	多言語対応		特別支援対応 ⑱	開設準備経費 ⑲	対象経費の実支出額 ⑳	国庫補助基準額 ㉑
							専任職員 ⑨	補助職員 ⑩	計 ⑪	夜間 ⑫	休日 ⑬			通訳の配置 ⑯	翻訳システムの設置 ⑰				
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

（記入上の注意）

1. ①欄は、1万人未満切上げにより記入すること。
2. ②欄は、特定型の補助要件として実施要綱に定める要件のうち、満たすものすべてに「〇」を付すこと。
3. ④欄は、地域子育て支援拠点（一般型）、地域子育て支援拠点（連携型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）から該当するものを選択すること。
   ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
4. ⑤欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
5. ⑥欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
6. ⑫⑬欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
7. ⑭欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
8. ⑮欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
9. ⑯、⑰欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
10. ⑱欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
11. ⑲欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

（3）母子保健型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	事業実施日数（週あたり） ⑤	事業実施時間（1日あたり） ⑥	職員の配置						1市町村当たり単価の適用の有無 ⑬	多言語対応		特別支援対応 ⑯	開設準備経費 ⑰	対象経費の支出予定額 ⑱	国庫補助基準額 ⑲
							保健師等専門職員		困難事例等対応職員		補助職員 ⑪	計 ⑫		通訳の配置 ⑭	翻訳システムの設置 ⑮				
							（専任） ⑦	（兼任） ⑧	（専任） ⑨	（兼任） ⑩									
1																			
2																			
3																			
計																			

（記入上の注意）

1. ②欄は、地域子育て支援拠点（一般型）、地域子育て支援拠点（連携型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）から該当するものを選択すること。
   ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4. ⑬欄は、「平成27年度において1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持し」ているものとして、1市町村当たりの単価を適用する場合は「有」、そうでない場合は「無」を記入すること。なお、「有」の場合には、⑱欄は計欄のみ記載すること。
5. ⑭、⑮欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
6. ⑯欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
7. ⑰欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 延長保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
1. 一般型（保育短時間認定）			
2. 一般型（保育標準時間認定）			
3. 訪問型（保育短時間認定）			
4. 訪問型（保育標準時間認定）			
合計	0	0	0

（記入上の注意）
1. ②③欄には、「（1）一般型（保育短時間認定）」「（2）一般型（保育標準時間認定）」「（3）訪問型（保育短時間認定）」「（4）訪問型（保育標準時間認定）」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）一般型（保育短時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	延長時間 ④		平均対象児童数 ⑤	短時間認定在籍児童数 ⑥	対象経費の実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧
1				前	合算	前			
				後		後			
2				前	合算	前			
				後		後			
3				前	合算	前			
				後		後			
4				前	合算	前			
				後		後			
計						前			
						後			

（記入上の注意）
1. ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A・B」「小規模C」「事業所内（20人以上）」「事業所内（19人以下）」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3. ④欄は、実施要綱4（1）④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。（例：前0.5 後0.5 合算1）
4. ⑤欄は、実施要綱4（1）④に基づく平均対象児童数を記入すること。
5. ⑥欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記入すること。（小数点以下第1位を四捨五入）

（2）一般型（保育標準時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	自園調理等 ④	延長時間 ⑤	※22時以降実施の場合の内訳 ～22時まで ⑥	※22時以降実施の場合の内訳 22時以降 ⑦	夜間保育所 ⑧	平均対象児童数 ～22時まで ⑨	平均対象児童数 22時以降 ⑩	対象経費の実支出額 ⑪	国庫補助基準額 ⑫
1					前	前			前			
					後	後	後		後	後		
2					前	前			前			
					後	後	後		後	後		
3					前	前			前			
					後	後	後		後	後		
4					前	前			前			
					後	後	後		後	後		
計									前			
									後	後		

（記入上の注意）
1. ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内（20人以上）」「事業所内（19人以下A）」「事業所内（19人以下B）」「家庭的保育（4人以上）」「家庭的保育（3人以下）」のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3. ④欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
4. ⑤～⑦欄は、実施要綱4（1）④に基づく延長時間を記入すること。
5. ⑥⑦欄は、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内（20人以上）」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑥欄には22時までの延長時間を、⑦欄には22時以降の延長時間を記入した上で、⑤欄にはその合計時間を記入すること。
6. 「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第289号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設において22時以降に延長を実施した場合は、⑧欄に〇を記入すること。
7. ⑨⑩欄は、実施要綱4（1）④に基づく平均対象児童数を記入することとし、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内（20人以上）」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑨欄には22時までの平均対象児童数を、⑩欄には22時以降の平均対象児童数をそれぞれ記入すること。それ以外の実施施設の類型の場合には、⑨欄にのみ記入すること。

（3）訪問型（保育短時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	延長時間 ④		年間延べ利用日数 ⑤	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1				前 後	合算	前 後		
2				前 後	合算	前 後		
3				前 後	合算	前 後		
4				前 後	合算	前 後		
5				前 後	合算	前 後		
計						前 後		

（記入上の注意）
1．②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3．④欄は、実施要綱4（2）④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。（例：前0.5 後0.5 合算1）
4．1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

（4）訪問型（保育標準時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	延長時間 ④	年間延べ利用日数	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1				前 後	前 後		
2				前 後	前 後		
3				前 後	前 後		
4				前 後	前 後		
5				前 後	前 後		
計					前 後		

（記入上の注意）
1．②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3．④欄は、実施要綱4（2）④に基づく延長時間を記入すること。

別表2

市町村名

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	支給実績								対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	給食費（副食材料費）				教材費・行事費等（給食費以外）					
	か所数	支給児童数（延月数）			か所数	支給児童数（延月数）				
		月数	人数	計		月数	人数	計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1号認定（教育・保育給付認定）										
						小計				
2号認定（教育・保育給付認定）										
						小計				
3号認定（教育・保育給付認定）										
						小計				
施設等利用給付認定										
		小計								
合計										

（記入上の注意）

1. ①及び⑤欄は、支給児童がいる施設数を記入すること。
2. ②～④欄及び⑥～⑧欄は、支給した月数毎に行を分けて記載すること（＝年度途中から対象となった児童がいる場合等については、行を分けて記載すること。）。必要に応じて適宜行を追加すること。なお、「支給児童数（延月数）」の「合計」欄には、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」及び「施設等利用給付認定」それぞれの「小計」欄の合計を記載すること。

別表2

市町村名

4．多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型	か所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
1．新規参入施設等への巡回支援			
2．認定こども園特別支援教育・保育経費			
3．地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援			
4．多子世帯保育料負担軽減支援			
合計			

（記入上の注意）

1 ②③欄には、「（1）新規参入施設等への巡回支援」「（2）認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

2 3.の①欄には、「（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。（例）35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

3 4の①の欄には「（4）多子世帯保育料負担軽減支援」の対象として給付した対象児童数を「人・月」単位で記入すること。（例）35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

（1）新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施月数 ③	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

（記入上の注意）

1．②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。

2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

（2）認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称 ①	施設類型 ②	対象児童数 （年間延数） ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

（記入上の注意）

1．②欄は、以下から該当するものを記入すること。
ア．幼保連携型（学校法人立以外）、イ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立（学校法人化を予定する園を含む）：接続型）、
ウ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立（学校法人化を予定する園を含む）：並列型）、 エ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立以外：単独型）、
オ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立以外：接続型）、カ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立以外：並列型）、
キ．保育所型、ク．地方裁量型

2．③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。（例：4月3人、5月4人、6月5人・・・ の場合、3人＋4人＋5人＋・・・の合計値）
また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。

（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

No.	集団活動事業名 ①	対象幼児数（単位：人・月） ②	集団活動運営者名（法人類型含む） ③	集団活動実施場所の市町村名 ④	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）

1．本表は、給付対象とした集団活動事業ごとに記入すること。

2．②欄は、給付した対象幼児数を、「人・月」単位で記入すること。例：５人の幼児に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

（4）多子世帯保育料負担軽減支援

Ⅰ―ア　一般型

（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもを除く。）

No.	教育・保育認定区分 ①	所得階層区分 ②	対象年度 ③	対象児童数（単位：人・月） ④	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）

1．①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．教育標準時間認定
　イ．保育短時間認定（満3歳以上）
　ウ．保育短時間認定（満3歳未満）
　エ．保育標準時間認定（満3歳以上）
　オ．保育標準時間認定（満3歳未満）

2．②欄は、以下のア～ウのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）
　イ．市町村民税所得割課税額　48,600円未満
　ウ．市町村民税所得割課税額　77,101円未満

3．③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．平成28年度
　イ．平成29年度
　ウ．平成30年度
　エ．令和元年度上半期（①欄がア、イ、エの場合のみ）
　オ．令和元年度（①欄がウ、オの場合のみ）
　カ．令和2年度（①欄がウ、オの場合のみ）
　キ．令和3年度上半期（①欄がウ、オの場合のみ）

4．④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例：5人の児童に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

Ⅰ－イ　一般型

（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。）

No.	教育・保育認定区分 ①	所得階層区分 ②	対象年度 ③	対象児童数（単位：人・月） ④	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）

1．①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．教育標準時間認定
　イ．保育短時間認定（満3歳以上）
　ウ．保育短時間認定（満3歳未満）
　エ．保育標準時間認定（満3歳以上）
　オ．保育標準時間認定（満3歳未満）
2．②欄は、以下のア～イのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．市町村民税所得割課税額　48,600円未満
　イ．市町村民税所得割課税額　77,101円未満
3．③欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
3．③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．平成28年度
　イ．平成29年度
　ウ．平成30年度
　エ．令和元年度上半期（①欄がア、イ、エの場合のみ）
　オ．令和元年度（①欄がウ、オの場合のみ）
　カ．令和2年度（①欄がウ、オの場合のみ）
　キ．令和3年度上半期（①欄がウ、オの場合のみ）
4．④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例：5人の児童に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

Ⅱ　特例型

精算提示額 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③

（記入上の注意）

1．①欄には内閣府から提示した金額を記入すること。
2．②、③欄は、①欄の金額と同額を記入すること。

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

Ⅰ. 特定分　　市町村名

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

（記入上の注意）
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅱ. 一般分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応 推進事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
合計	円	円

（記入上の注意）
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅲ. その他分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円
合計	円	円

（記入上の注意）
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

別表2

Ⅰ．特定分

（1）放課後児童健全育成事業
（ア）開所日数250日以上

市町村名

事業所名（クラブ名） ①	職員配置の区分 ②	開所状況							児童の数 ⑩	児童の数が10人未満		分割 ⑬	新規開所年月日 ⑭	途中閉所年月日 ⑮	対象経費の実支出額 ⑯	国庫補助基準額 ⑰
		年間開所日数（a） ③	開所日数加算対象日数 （a）−250 ④	長期休暇支援加算対象日数 ⑤	平日分		長期休暇等分			山間地、漁業集落、へき地及び離島 ⑪	その他厚生労働大臣が認める場合 ⑫					
					開所時間 ⑥	長時間開所加算対象時間数 ⑦	開所時間 ⑧	長時間開所加算対象時間数 ⑨								
1		日	日	日	～	時間	～	時間	人						円	円
2					～		～									
3					～		～									
4					～		～									
5					～		～									
6					～		～									
7					～		～									
8					～		～									
9					～		～									
10					～		～									
合計（　　か所）												か所				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「○○クラブA」「○○クラブB」等と区分して記入すること。
2．②欄は、以下のア～エのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
　ア．原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員等を配置した場合
　イ．設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合
　ウ．設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合
　エ．設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合
3．③欄は（ア）の別紙2の⑧を転記すること。
4．⑥及び⑧欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。（1分未満切り捨て）
5．⑦及び⑨欄は、数字で記載し、小数点第3位を切り捨てること。（例：3時間10分⇒3.16）
6．⑩欄は各月初日の児童の数の年間平均を記載すること（（ア）の別紙1の④を転記すること）。
7．⑪及び⑫欄は該当するものに「○」を記入すること。
8．⑬欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する（した）場合に「○」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
9．⑭及び⑮欄は、新規開所又は途中閉所する（した）年月日を記入すること。

別表2

Ⅰ．特定分

（1）放課後児童健全育成事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

（ア）開所日数250日以上の別紙1（児童の数）

事業所名（クラブ名） ①		児童の数 4月 ②	5月 ②	6月 ②	7月 ②	8月 ②	9月 ②	10月 ②	11月 ②	12月 ②	1月 ②	2月 ②	3月 ②	合計 ③	年間平均児童の数 ④
1														0人	0人
2														0人	0人
3														0人	0人
4														0人	0人
5														0人	0人
6														0人	0人
7														0人	0人
8														0人	0人
9														0人	0人
10														0人	0人
合計（　　か所）		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

（記入上の注意）

1．②欄の児童の数は各月初日の国庫補助基準額算定の際の児童の数を記入すること。

（ア）開所日数250日以上の別紙2（延べ利用児童数及び開所日数）

事業所名（クラブ名） ①		延べ利用児童数及び開所日数 4月 延べ利用児童数 ⑤	4月 開所日数 ⑥	5月 延べ利用児童数 ⑤	5月 開所日数 ⑥	6月 延べ利用児童数 ⑤	6月 開所日数 ⑥	7月 延べ利用児童数 ⑤	7月 開所日数 ⑥	8月 延べ利用児童数 ⑤	8月 開所日数 ⑥	9月 延べ利用児童数 ⑤	9月 開所日数 ⑥	10月 延べ利用児童数 ⑤	10月 開所日数 ⑥	11月 延べ利用児童数 ⑤	11月 開所日数 ⑥	12月 延べ利用児童数 ⑤	12月 開所日数 ⑥	1月 延べ利用児童数 ⑤	1月 開所日数 ⑥	2月 延べ利用児童数 ⑤	2月 開所日数 ⑥	3月 延べ利用児童数 ⑤	3月 開所日数 ⑥	合計 延べ利用児童数 ⑦	合計 開所日数 ⑧	年間平均利用児童数 ⑨
1	0																									0人	0日	#DIV/0!
2	0																									0人	0日	#DIV/0!
3	0																									0人	0日	#DIV/0!
4	0																									0人	0日	#DIV/0!
5	0																									0人	0日	#DIV/0!
6	0																									0人	0日	#DIV/0!
7	0																									0人	0日	#DIV/0!
8	0																									0人	0日	#DIV/0!
9	0																									0人	0日	#DIV/0!
10	0																									0人	0日	#DIV/0!
合計（　　か所）		0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	#DIV/0!

（記入上の注意）

1．⑤の延べ利用児童数は各月の延べ利用児童数を記入すること。

2．⑥の開所日数は各月に開所した日数を記入すること。

3．⑨欄の児童数と別紙1の④欄の児童数に乖離がある場合は、市町村が事業所に対し、理由等を確認すること。

別表2

（1）放課後児童健全育成事業

（イ）開所日数200日～249日

市町村名

	事業所名（クラブ名）①	職員配置の区分②	開所状況					児童の数⑧	利用者に対するニーズ調査		児童の数が10人未満		分割⑬	新規開所年月日⑭	途中閉所年月日⑮	対象経費の実支出額⑯	国庫補助基準額⑰
			年間開所日数③	長期休暇支援加算対象日数④	平日分		長期休暇等分		調査条件⑨	調査結果児童数⑩	山間地、漁業集落、へき地及び離島⑪	その他厚生労働大臣が認める場合⑫					
					開所時間⑤	長時間開所加算対象時間数⑥	開所時間⑦										
			日	日		時間		人		人						円	円
1					～		～										
2					～		～										
3					～		～										
4					～		～										
5					～		～										
6					～		～										
7					～		～										
8					～		～										
9					～		～										
10					～		～										
	合計（　　か所）												か所				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「○○クラブA」「○○クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、以下のア～エのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
   ア. 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員等を配置した場合
   イ. 設備運営基準に基づく放課後児童支援員１名のみ配置した場合
   ウ. 設備運営基準に基づく補助員を原則２名以上配置した場合
   エ. 設備運営基準に基づく補助員を１名のみ配置した場合
3. ③の欄は（イ）の別紙2の⑧を転記すること。
4. ⑤及び⑦欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。（1分未満切り捨て）
5. ⑥欄は、数字で記載し、小数点第3位を切り捨てること。（例：3時間10分⇒3.16）
6. ⑧欄は各月初日の児童の数の年間平均を記載すること（（イ）の別紙1の③を転記すること）。
7. ⑨欄は、次の条件を満たしている場合に「○」を記入すること。
   1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間（土曜日、日曜日、祝日、夏休み等）ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
8. ⑩欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
9. 「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。
10. ⑪及び⑫欄は該当するものに「○」を記入すること。
11. ⑬欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する（した）場合に「○」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
12. ⑭欄及び⑮欄は、新規開所又は途中閉所する（した）年月日を記入すること。

別表2

Ⅰ．特定分

（1）放課後児童健全育成事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

（イ）開所日数200日～249日の別紙1

事業所名（クラブ名） ①		児童の数 4月 ②	5月 ②	6月 ②	7月 ②	8月 ②	9月 ②	10月 ②	11月 ②	12月 ②	1月 ②	2月 ②	3月 ②	合計 ③	年間平均児童の数 ④
1														0人	0人
2														0人	0人
3														0人	0人
4														0人	0人
5														0人	0人
6														0人	0人
7														0人	0人
8														0人	0人
9														0人	0人
10														0人	0人
合計（　か所）		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

（記入上の注意）

1．②欄の児童の数は各月初日の国庫補助基準額算定の際の児童の数を記入すること。

（イ）開所日数200日～249日の別紙2

事業所名（クラブ名） ①		延べ利用児童数及び開所日数 4月 延べ利用児童数 ⑤	4月 開所日数 ⑥	5月 延べ利用児童数 ⑤	5月 開所日数 ⑥	6月 延べ利用児童数 ⑤	6月 開所日数 ⑥	7月 延べ利用児童数 ⑤	7月 開所日数 ⑥	8月 延べ利用児童数 ⑤	8月 開所日数 ⑥	9月 延べ利用児童数 ⑤	9月 開所日数 ⑥	10月 延べ利用児童数 ⑤	10月 開所日数 ⑥	11月 延べ利用児童数 ⑤	11月 開所日数 ⑥	12月 延べ利用児童数 ⑤	12月 開所日数 ⑥	1月 延べ利用児童数 ⑤	1月 開所日数 ⑥	2月 延べ利用児童数 ⑤	2月 開所日数 ⑥	3月 延べ利用児童数 ⑤	3月 開所日数 ⑥	合計 延べ利用児童数 ⑦	合計 開所日数 ⑧	年間平均利用児童数 ⑨
1	0																									0人	0日	#DIV/0!
2	0																									0人	0日	#DIV/0!
3	0																									0人	0日	#DIV/0!
4	0																									0人	0日	#DIV/0!
5	0																									0人	0日	#DIV/0!
6	0																									0人	0日	#DIV/0!
7	0																									0人	0日	#DIV/0!
8	0																									0人	0日	#DIV/0!
9	0																									0人	0日	#DIV/0!
10	0																									0人	0日	#DIV/0!
合計（　か所）		0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	#DIV/0!

（記入上の注意）

1．⑤の延べ利用児童数は各月の延べ利用児童数を記入すること。

2．⑥の開所日数は各月に開所した日数を記入すること。

3．⑨欄の児童数と別紙1の④欄の児童数に乖離がある場合は、市町村が事業所に対し、理由等を確認すること。

別表2

（2）放課後子ども環境整備事業

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

（ア）放課後児童クラブ設置促進事業

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施場所 ②	新規開設の有無 ③	事業内容						市町村行動計画策定の有無 ⑩	対象経費の実支出額 ⑪	国庫補助基準額 ⑫
				改修 ④	備品購入等 ⑤	開所準備経費 ⑥	一体型の実施 ⑦	防災対策の実施 ⑧	防犯対策の実施 ⑨			
				該当するものに「〇」を記入すること							円	円
1												
2												
3												
4												
5												
合計	か所											

（記入上の注意）

1．②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する（実施している）場所（例：小学校の余裕教室、児童館、保育所等）を記入すること。
2．③欄には、新規開設である場合に「〇」を記入すること。
3．⑩欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「〇」を記入すること。

（イ）放課後児童クラブ環境改善事業

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施場所 ②	新規開設の有無 ③	事業内容					市町村行動計画策定の有無 ⑨	対象経費の実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪
				開所準備経費 ④	一体型の実施 ⑤	幼稚園、認定こども園等における実施の有無（新規クラブ） ⑥	防災対策の実施 ⑦	防犯対策の実施 ⑧			
				該当するものに「〇」を記入すること						円	円
1											
2											
3											
4											
5											
合計	か所										

（記入上の注意）

1．②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する（実施している）場所（固有名詞ではなく種別（小学校の余裕教室、児童館、保育所等））を記入すること。
2．③欄には、新規開設である場合に「〇」を記入すること。
3．⑨欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合又は幼稚園、認定こども園等を活用する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「〇」を記入すること。

別表2

（2）放課後子ども環境整備事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ウ）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

事業所名（クラブ名）		対象経費の実支出額 ①	国庫補助基準額 ②
		円	円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

（エ）倉庫設備整備事業

事業所名（クラブ名）		対象経費の実支出額 ①	国庫補助基準額 ②
		円	円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

別表２

（３）放課後児童クラブ支援事業

市町村名

（ア）障害児受入推進事業

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施月数 ②	対象経費の 実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
		ヶ月	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（３）放課後児童クラブ支援事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施場所 ②	事業実施月数 ③	市町村行動計画策定の有無 ④	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
			ヶ月		円	円
1						
2						
3						
4						
5						
合計（　か所）						

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2．②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

3．③欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施場所		対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤
		移転前 ②	移転後 ③		
				円	円
1					
2					
3					
4					
5					
合計（　か所）					

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2．②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

別表２

（３）放課後児童クラブ支援事業　　市町村名

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（土地借料補助）

	事業所名（クラブ名） ①	実施主体 ②	対象経費の 実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
1				
2				
3				
4				
5				
合計（　か所）				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること

（ウ）放課後児童クラブ送迎支援事業

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施月数 ②	対象経費の 実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
		ヶ月	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
合計（　か所）				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること

2．②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表2

Ⅱ．一般分

市町村名

（4）放課後児童支援員等処遇改善等事業

（ア）家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置

事業者の名称（クラブ名） ①	事業実施月数 ②	開所状況			賃金改善する従事者数 ⑥	賃金改善する給与項目						従事項目					対象経費の実支出額 ⑱	国庫補助基準額 ⑲
		年間開所日数 ③	開所時間			基本給 ⑦	手当 ⑧	手当の内容 ⑨	賞与 ⑩	その他 ⑪	その他の内容 ⑫	学校との情報共有 ⑬	保護者への連絡・情報共有 ⑭	防災・防犯対策 ⑮	要望・苦情への対応 ⑯	児童虐待早期発見への取組 ⑰		
			平日分 ④	長期休暇等分 ⑤														
	ヶ月				人	該当欄に〇を付すこと。⑨⑫欄については、内容を具体的に記入すること。						該当欄に主な取組内容等を記入すること						
1			～	～														
2			～	～														
3			～	～														
4			～	～														
5			～	～														
6			～	～														
7			～	～														
8			～	～														
9			～	～														
10			～	～														
合　　計																		

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2．②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

3．⑱欄は1円未満の端数は切り捨てること。

（イ）（ア）の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置

事業者の名称（クラブ名） ①	事業実施月数 ②	開所状況			賃金改善する従事者数 ⑥	賃金改善する給与項目						従事項目							対象経費の実支出額 ⑲	国庫補助基準額 ⑳
		年間開所日数 ③	開所時間			基本給 ⑦	手当 ⑧	手当の内容 ⑨	賞与 ⑩	その他 ⑪	その他の内容 ⑫	地域組織との情報交換や相互交流 ⑬	児童館やその他公共施設等の積極的活用 ⑭	地域住民との連携、協力 ⑮	地域の保健医療機関等と連携 ⑯	虐待ケースの具体的な支援内容等を関係機関と検討・協議 ⑰	放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加 ⑱			
			平日分 ④	長期休暇等分 ⑤													実施	主な取組内容		
	ヶ月				人	該当欄に〇を付すこと。⑨⑫欄については、内容を具体的に記入すること。						該当欄に主な取組内容等を記入すること								
1			～	～																
2			～	～																
3			～	～																
4			～	～																
5			～	～																
6			～	～																
7			～	～																
8			～	～																
9			～	～																
10			～	～																
合　　計																				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2．②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

3．⑱欄の「実施」欄には、放課後子供教室との定期的な打ち合わせや、学校区ごとに設置する協議会への参加等を行っている場合に「〇」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。

4．⑲欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表２

（５）障害児受入強化推進事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名（クラブ名） ①		障害児数 ②	事業実施月数（３人以上の障害児の受け入れを行う場合の支援員等の配置月数） ③	医療的ケア児数 ④	事業実施月数（医療的ケア児の受け入れを行う場合の看護師等の配置月数） ⑤	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
		人	ヶ月	人	ヶ月	円	円
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計（　　か所）							

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄の障害児数には、医療的ケア児以外の障害児数を記入すること。
3. ③欄及び⑤欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表２

（６）小規模放課後児童クラブ支援事業　　市町村名

	事業所名（クラブ名） ①	児童の数 ②	放課後児童支援員等数 ③	事業実施月数 ④	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
		人	人		円	円
1						
2						
3						
4						
5						
	合計（　か所）					

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。
2. ③欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。
3. ④欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（７）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

市町村名

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施月数 ②	対象経費の 実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
		ヶ月	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、クラブごとに作成すること。
2. ②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（８）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業　　市町村名

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施月数 （運営事務等を行う職員の配置等の月数） ②	対象経費の 実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
		ヶ月	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。

2．②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（９）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	事業所名（クラブ名） ①	第三者評価受審日 ②	対象経費の 実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
			円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、クラブごとに作成すること。
2. ②欄は、第三者評価受審日（予定）を記載すること（日時が決まっていない場合は月のみの記載でも可能）。

別表2

Ⅲ. その他分

市町村名

（10）放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

事業所名（クラブ名）	事業実施月数	賃金改善する従事者数				賃金改善する給与項目						対象経費の実支出額	国庫補助基準額
		放課後児童支援員			その他	基本給	手当	手当の内容	賞与	その他	その他の内容		
		経験年数5年未満	経験年数5年以上10年未満	経験年数10年以上									
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	ヶ月	人	人	人	人	該当欄に該当する人数を記入すること。⑨⑫欄については、内容を具体的に記入すること。							
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合　　計													

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
3. ⑬欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表2

市町村名

6. 子育て短期支援事業

類型	施設実施（実施か所数） ①	里親等の数 ②	対象経費の実支出額 ③	国庫補助基準額 ④
1. 短期入所生活援助（ショートステイ）事業		0	0	0
2. 夜間養護等（トワイライトステイ）事業		0	0	0
合計		0	0	0

（記入上の注意）
1.「（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業」「（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業」における対応する欄の金額等を記入すること。

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

	実施施設の名称 ①	施設種別 ②	（②欄で「その他」を選択した場合のみ）具体的な施設種別 ③	里親等の数 ④	1日あたりの利用枠又は平均利用可能児童数 ⑤	年間開所日数 ⑥	延べ利用児童数 2歳未満児・慢性疾患児 ⑦	延べ利用児童数 2歳以上児 ⑧	延べ利用児童数 緊急一時保護の母親 ⑨	延べ利用児童数（※ひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分） 2歳未満児・慢性疾患児 ⑩	延べ利用児童数（※ひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分） 2歳以上児 ⑪	延べ利用児童数（※ひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分） 緊急一時保護の母親 ⑫	居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 付き添いの有無 ⑬	居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 日数 ⑭	開設準備経費 ⑮	対象経費の実支出額 ⑯	国庫補助基準額 ⑰
施設	1																
	2																
	3																
	4																
	5																
里親等	里親																
	保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者																
	その他の保護を適切に行うことができる者																
合　計							0	0	0	0	0	0				0	0

（記入上の注意）
1. ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を選択すること。
2. ③欄は、②欄で「その他」を選択した場合における具体的な施設種別を記入すること（公共施設、障害児入所施設、医療機関等）。
3. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。またその人数は④欄に記入すること。
4. ⑤欄は、子育て短期支援事業の実施にあたり、利用定員を設けている場合は、利用定員を記入すること。利用定員を設けていない場合は、前年度の運営状況等により平均利用可能児童数を算出し記入すること。
5. ⑥欄は、利用児童の有無に関わらず受入れを可能としているおおよその日数を記入すること。（例：月～金のみ開所施設であれば260日（週5日×52週）、特段の定めがなく、随時受け付けている場合は365日）
6. ⑩～⑫におけるひとり親家庭等とは「子育て短期支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第14号）の「5. 留意事項」の（3）に規定するものであること。当該加算については、ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に計上すること。
7. ⑬欄は、実際の付き添いの有無に関わらず、付き添いを実施する体制を確保している場合は「有」を選択すること。
8. ⑭欄は、実施施設等毎に、訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施した日数を計上すること（1日に複数の児童に対し、複数回通学時等の付き添いを行った場合であっても、1日として計上する。）。
9. ⑮欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

		実施施設の名称 ①	施設種別 ②	（②欄で「その他」を選択した場合のみ）具体的な施設種別 ③	里親等の数 ④	1日あたりの利用枠又は平均利用可能児童数 ⑤	年間開所日数 ⑥	延べ利用児童数 夜間養護事業 基本分 ⑦	延べ利用児童数 夜間養護事業 宿泊分 ⑧	延べ利用児童数 休日預かり事業 ⑨	延べ利用児童数 ※ひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分 夜間養護事業 基本分 ⑩	延べ利用児童数 ※ひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分 夜間養護事業 宿泊分 ⑪	延べ利用児童数 ※ひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分 休日預かり事業 ⑫	居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 付き添いの有無 ⑬	居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 日数 ⑭	開設準備経費 ⑮	対象経費の実支出額 ⑯	国庫補助基準額 ⑰
施設	1																	
	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
里親等	里親																	
	保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者																	
	その他の保護を適切に行うことができる者																	
合　計								0	0	0	0	0	0				0	0

（記入上の注意）

1. ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を選択すること。
2. ③欄は、②欄で「その他」を選択した場合における具体的な施設種別を記入すること（公共施設、障害児入所施設、医療機関等）。
3. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。またその人数は④欄に記入すること。
4. ⑤欄は、子育て短期支援事業の実施にあたり、利用定員を設けている場合は、利用定員を記入すること。利用定員を設けていない場合は、前年度の運営状況等により平均利用可能児童数を算出し記入すること。
5. ⑥欄は、利用児童の有無に関わらず受入れを可能としているおおよその日数を記入すること。（例：月～金のみ開所施設であれば260日（週5日×52週）、特段の定めがなく、随時受け付けている場合は365日）
6. ⑩～⑫におけるひとり親家庭等とは「子育て短期支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第14号）の「5. 留意事項」の（3）に規定するものであること。当該加算については、ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に計上すること。
7. ⑬欄は、実際の付き添いの有無に関わらず、付き添いを実施する体制を確保している場合は「有」を選択すること。
8. ⑭欄は、実施施設等毎に、訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施した日数を計上すること（1日に複数の児童に対し、複数回通学時等の付き添いを行った場合であっても、1日として計上する。）。
9. ⑮欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

別表2

市町村名

7. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

取組内容			家庭訪問数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
ケース対応会議	支援の実施				
	育児・家事援助	専門的相談支援			
①	②	③	④	⑤	⑥

（記入上の注意）
1. ①欄は、実施要綱の4の（4）に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
2. ②③欄は、養育支援訪問事業において、該当する支援を実施している場合に「○」を記入すること。
3. ④欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数				対象経費の実支出額	国庫補助基準額
育児・家事援助	専門的相談支援	助産師等による訪問支援	育児家事援助を民間団体へ委託		
①	②	③	④	⑤	⑥

（記入上の注意）
1. ①②③欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
2. ④欄は、育児・家事援助を民間団体へ委託して実施する場合は「○」を記入すること。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化		地域ネットワーク関係機関の連携強化	地域ネットワーク構成員の専門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携		地域住民への周知を図る取組	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修			実施要綱3（4）①の取組	実施要綱3（4）②の取組			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

（記入上の注意）
1. ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
2. ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

10. 地域子育て支援拠点事業

類型	か所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
1. 一般型			
2. 出張ひろば（一般型）			
3. 経過措置・小規模型指定施設（一般型）			
4. 連携型			
合計	0	0	0

（記入上の注意）
1. ②③欄には、「（1）一般型」「（2）出張ひろば（一般型）」「（3）経過措置・小規模型指定施設（一般型）」「（4）連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）一般型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	開設日数（週当たり） ⑤	開設時間（1日当たり） ⑥	専任職員の配置			平均利用親子組数（1日当たり） ⑩	従来のセンター型実施の有無 ⑪	地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 ⑫	地域支援 ⑬	利用者支援事業の実施 ⑭	特別支援対応 ⑮	研修代替職員配置加算 ⑯	育児参加促進講習休日実施加算 ⑰	開設準備経費		対象経費の実支出額 ⑳	国庫補助基準額 ㉑
							常勤職員 ⑦	非常勤職員 ⑧	合計 ⑨									改修費・備品購入費 ⑱	礼金及び賃借料 ⑲		
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
計																					

（記入上の注意）
1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）から該当するものを記入すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4. ⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5. ⑦⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。（事業に携わる職員の延べ人数ではない。）（小数点以下第1位を四捨五入）
6. ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（1）のアを利用する親子組数（見込み）の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
7. ⑪欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。
8. ⑫欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の④の（ｱ）～（ｴ）のうち該当する記号を全て記入すること。
9. ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑥の(ｱ)～(ｴ)のうち該当する記号を全て記入すること。（⑭利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。）
10. ⑭欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
11. ⑮欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
12. ⑯欄は、代替職員を配置して研修受講した職員の人数を記入すること。（1人が複数回の研修をした場合も「1」とカウント）
13. ⑰欄は、両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合は「有」を記入すること。
14. ⑱⑲欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
15. 同一施設において、開設日数や専任職員の配置の変更により実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
《例》　4月～6月（4日実施） → 3～4日型　、　7月～3月（5日実施） → 5日型
・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「（形態変更）」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。
・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

（2）出張ひろば（一般型）

No.	出張元名称 ①	出張先名称 ②	事業実施月数 ③	開設日数（週当たり） ④	開設時間（1日当たり） ⑤	平均利用親子組数（1日当たり） ⑥	開設準備経費		対象経費の実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
							改修費・備品購入費 ⑦	礼金及び賃借料 ⑧		
1										
2										
3										
4										
計										

（記入上の注意）

1. ①欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
2. ②欄は、出張元の拠点が出張ひろば事業を複数の場所において週１～2日実施する場合は、代表となる名称を記載しその他の場所については「他〇箇所」と記入すること。
3. ③欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。
4. ⑤欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5. ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（1）のアを利用する親子組数（見込み）の１日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
6. ⑦⑧欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

（3）経過措置・小規模型指定施設（一般型）

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	開設日数（週当たり） ⑤	開設時間（1日当たり） ⑥	専任職員の配置 ⑦	平均利用親子組数（1日当たり） ⑧	事業内容 ⑨	保健相談（週3回程度実施）の有無 ⑩	開設年月日（H19.3.31以前でなければ対象外） ⑪	対象経費の実支出額 ⑫	国庫補助基準額 ⑬
1													
2													
3													
4													
5													
計													

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）から該当するものを記入すること。
   ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
3. ④欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。
4. ⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5. ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。（事業に携わる職員の延べ人数ではない。）（小数点以下第1位を四捨五入）
6. ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑦の(ｲ)の（d）のaを利用する親子組数（見込み）の１日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
7. ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑦の(ｲ)の(d)のa～cのうち該当する記号を全て記入すること。
8. ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑦の(ｳ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。
9. ⑪欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

（4）連携型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	開設日数（週当たり） ⑤	開設時間（1日当たり） ⑥	専任職員の配置 ⑦	平均利用親子組数（1日当たり） ⑧	地域の子育て力を高める取組の実施 ⑨	利用者支援事業の実施 ⑩	特別支援対応 ⑪	研修代替職員配置加算 ⑫	育児参加促進講習休日実施加算 ⑬	開設準備経費		対象経費の実支出額 ⑯	国庫補助基準額 ⑰
														改修費・備品購入費 ⑭	礼金及び賃借料 ⑮		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、その他児童福祉施設、その他（ ）から該当するものを記入すること。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4. ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5. ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。（事業に携わる職員の延べ人数ではない。）（小数点以下第1位を四捨五入）
6. ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（1）のアを利用する親子組数（見込み）の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
7. ⑨欄は、地域の子育て力を高める取組を実施している場合は「有」を記入すること。（⑩利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。）
8. ⑩欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
9. ⑪欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
10. ⑫欄は、代替職員を配置して研修受講した職員の人数を記入すること。（1人が複数回の研修をした場合も「1」とカウント）
11. ⑬欄は、両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合は「有」を記入すること。
12. ⑭⑮欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. 同一施設において、開設日数の変更により実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。

《例》　4月～6月（4日実施）→ 3～4日型　、　7月～3月（5日実施）→ 5～7日型

・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「（形態変更）」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。

・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

別表2

11．一時預かり事業

類型	か所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
1．一般型(一般分)			
2．一般型（その他分）			
3．幼稚園型Ⅰ			
4．幼稚園型Ⅱ			
5．余裕活用型			
6．居宅訪問型			
小計（1＋2＋5＋6）	0	0	0
小計（3＋4）	0	0	0
合計（1～6）	0	0	0

（記入上の注意）

1．②③欄には、「（1）一般型(一般分）」「（1）一般型（その他分）」「（2）幼稚園型Ⅰ」「（3）幼稚園型Ⅱ」「（4）余裕活用型」「（5）居宅訪問型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）一般型（一般分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	利用定員 ④	事業実施月数 ⑤	利用児童数（年間延人数） ア 一般型対象児童（イ～エを除く） ⑥	イ 特別利用保育等対象児童 平日 ⑦	平日 長時間 2時間未満	平日 長時間 2～3時間	平日 長時間 3時間以上 ⑧	長期休業日（8時間未満） ⑨	長期休業日（8時間未満） 長時間 2時間未満	長期休業日（8時間未満） 長時間 2～3時間	長期休業日（8時間未満） 長時間 3時間以上 ⑩	長期休業日（8時間以上） ⑪	長期休業日（8時間以上） 長時間 2時間未満	長期休業日（8時間以上） 長時間 2～3時間	長期休業日（8時間以上） 長時間 3時間以上 ⑫	休日 ⑬	休日 長時間 2時間未満	休日 長時間 2～3時間	休日 長時間 3時間以上 ⑭	ウ 緊急一時預かり対象児童 ⑮	エ 特別支援児童対象児童 障害児 ⑯	エ 特別支援児童対象児童 多胎児 ⑰	合計 ⑱
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
計																										

No.	担当職員の配置 保育士 ⑲	家庭的保育者 ⑳	研修受講者 ㉑	合計 ㉒	開所時間 ㉓	開所日数 ㉔	基幹型施設 ㉕	地域密着Ⅱ型 ㉖	開設準備経費 改修費等 ㉗	開設準備経費 礼金及び賃借料 ㉘	対象経費の実支出額 ㉙	国庫補助基準額 ㉚
1												
2												
3												
4												
5												
計												

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他（　　）から該当するものを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施場所を記載すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
5. ⑧⑩欄は、4時間（又は特別利用保育として提供される時間との合計が8時間）を超えた場合、⑫⑭欄は、8時間を超えた場合の年間延べ利用児童数を記入すること。
6. ⑮欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用児童数を記入すること。
7. ⑯～⑰欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
8. ⑲～㉑欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記入すること。
9. ⑳欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみなしている人数を記入すること。
10. ㉓欄は、1日当たりの開所時間を記入すること。
11. ㉔欄は、年間の開所日数を記入すること。
12. 基幹型施設の場合は、㉕欄に「〇」を記入すること。
13. 地域密着Ⅱ型として実施している場合には、㉖欄に〇を記入すること。
14. ㉗㉘欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

別表2

（1）一般型（その他分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	利用定員 ④	事業実施月数 ⑤	事務経費		対象経費の実支出額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨
						事務職員等 ⑥	賃借料 ⑦		
1									
2									
3									
4									
5									
計									

（記入上の注意）
1．②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他（　　）から該当するものを記入すること。その他の場合は（ ）内に具体的な実施場
2．③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3．④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4．⑤欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
5．⑥⑦欄の該当するものに対象経費の実支出額の内訳額を記入すること。

（2）幼稚園型Ⅰ

No. ①	名称 ①	施設所在地市町村名 ②	設置主体 ③	施設類型 ④	施設の年間実施日数			幼稚園型Ⅰ																				
								年間延べ利用者数【自市町村分】											施設当たり年間延べ利用者数【広域利用含む】				保育体制充実加算		就労支援型施設加算		開設準備経費（改修費等）	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
									⑧以外の園児											⑯以外の園児								
									幼稚園在籍園児						幼稚園在籍園児以外						特別な支援を要する園児 ⑯	幼稚園在籍園児							
											うち長時間					うち長時間												
					平日 ⑤	長期休業日 ⑥	休日 ⑦	特別な支援を要する園児 ⑧			2時間未満	2～3時間	3時間以上 ⑬	平日＋長期休業日＋休日 ⑭	2時間未満	2～3時間	3時間以上 ⑮				平日 ⑰	長期休業日 ⑱		保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者割合 ⑳		配置月数 ㉒			
1									平日	⑨																		
									長期休業日（8時間未満）	⑩																		
									長期休業日（8時間以上）	⑪																		
									休日	⑫																		
2									平日																			
									長期休業日（8時間未満）																			
									長期休業日（8時間以上）																			
									休日																			
3									平日																			
									長期休業日（8時間未満）																			
									長期休業日（8時間以上）																			
									休日																			
計																												

（記入上の注意）

1. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2. ④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（新制度）、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかを記入すること。
3. ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
4. ⑥欄は、各園で定めている長期休業（春季・夏季・冬季休暇等）中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
5. ⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3．4．5．の考え方と同様である。
6. ⑧～⑮欄は、自市町村分について記入すること。
7. ⑨⑩欄に係る長時間分については4時間（又は教育時間との合計が8時間）を超えた場合、⑪⑫⑭欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用者を記入すること。
8. ⑯⑰欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在地市町村に確認の上記入すること。
   （施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の実績等を踏まえた年間延べ利用者数（在籍園児の平日・長期休業日利用分に限る）を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。）
9. ⑲欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、⑳欄は、教育・保育従事者の保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者の割合に応じて「すべて」又は「2分の1以上」を記入すること。
10. ㉑欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、㉒欄は、事務職員を実際に配置している月数に応じて「6月未満」又は「6月以上」を記入すること。
11. ㉓欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

（3）幼稚園型Ⅱ

No.	名称	施設所在地市町村名	設置主体	施設類型	施設の年間実施日数			幼稚園型Ⅱ												開設準備経費（改修費等）	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
								年間延べ利用見込み者数														
								2歳児				1歳児				0歳児						
					平日	長期休業日	休日	平日＋長期休業日＋休日	うち長時間			平日＋長期休業日＋休日	うち長時間			平日＋長期休業日＋休日	うち長時間					
									2時間未満	2～3時間	3時間以上		2時間未満	2～3時間	3時間以上		2時間未満	2～3時間	3時間以上			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			⑧	⑨			⑧	⑨			⑩	⑪	⑫
1																						
2																						
3																						
計																						

（記入上の注意）

1．③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

2．④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（新制度）のいずれかを記入すること。

3．⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。

4．⑥欄は、各園で定めている長期休業（春季・夏季・冬季休暇等）中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。

5．⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3．4．5．の考え方と同様である。

6．⑧⑨欄は、自市町村分について記入すること。

7．⑧⑨欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用者を記入すること。

8．⑩欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

（4）余裕活用型

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施月数 ④	利用児童数（年間延べ人数）				開設準備経費（改修費等） ⑨	対象経費の実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪
					利用児童数（年間延人数） ⑤	特別支援児童対象児童					
						障害児 ⑥	多胎児 ⑦	合計 ⑧			
1											
2											
3											
4											
5											
計											

（記入上の注意）

1．②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
2．③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3．④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4．⑥～⑧は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
5．⑨欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

（5）居宅訪問型

No.	派遣元施設名称 ①	設置主体 ②	利用定員 ③	事業実施月数 ④	利用児童数（年間延べ人数）									開設準備経費（改修費等） ⑭	対象経費の実支出額 ⑮	国庫補助基準額 ⑯
					緊急一時預かり対象児童以外			緊急一時預かり対象児童			特別支援児童対象児童					
					4時間以上 ⑤	4時間未満 ⑥	合計 ⑦	4時間以上 ⑧	4時間未満 ⑨	合計 ⑩	障害児 ⑪	多胎児 ⑫	合計 ⑬			
1																
2																
3																
4																
5																
計																

（記入上の注意）

1．②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2．③欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
3．④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4．⑧～⑩欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用児童数を記入すること。
5．⑪～⑬は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
6．⑭欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

12. 病児保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
特定分			
1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型（訪問型）			
事業費合計			
1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計			
一般分（改善分）			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
一般分（改善分）合計			

（記入上の注意）

1. ②③欄には、「（1）病児対応型」「（2）病後児対応型」「（3）体調不良児対応型」「（4）非施設型（訪問型）」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）病児対応型

①特定分（基本分・加算分）及び一般分（改善分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	利用定員 ④	利用料金（1日当たり） ⑤	事業実施月数 ⑥	利用児童数（年間延人数） ⑦	うち、送迎対応利用児童数（年間延人数） ⑧	送迎対応 ⑨	看護師等雇上費 ⑩	送迎経費 ⑪	送迎対応を行う職員種別・人数 ⑫		送迎方法 ⑬	研修参加職員数 ⑭	普及定着促進費		改善分の減算の有無 ⑰
												（職員種別）	（人数）			改修費等 ⑮	礼金及び賃借料 ⑯	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

No.	対象経費の実支出額 ⑱	うち特定分（基本分・加算分） ⑲	うち一般分（改善分） ⑳	国庫補助基準額 ㉑	うち特定分（基本分・加算分） ㉒	うち一般分（改善分） ㉓
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）

1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、１日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中開始の場合は１月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑨欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑩欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑪欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑫欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等（看護師、準看護師、保健師又は助産師）の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑬欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑭欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること（１人で複数の研修に参加する場合も「１」とすること。）。
12. ⑮⑯欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. ⑰欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
14. ⑲欄は、㉒欄の「うち特定分（基本分・加算分）」と同額を記入すること。ただし、その額が⑱欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合又は改善分の減算を適用している場合は、⑱欄と同額を記入すること。
15. ⑳欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、⑱欄の「対象経費の支出予定額」から⑲欄の「うち特定分（基本分・加算分）」を除いた額を記載記入すること。
16. ㉒欄は、別紙の第３欄に定める基準額（改善分を除く）を記入すること。
17. ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第３欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称 ①	減免分加算適用（生活保護）延べ人数 ②	うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数 ③	減免分加算適用（非課税世帯）延べ人数 ④	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（2）病後児対応型

①特定分（基本分・加算分）及び一般分（改善分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	利用定員 ④	利用料金（1日当たり） ⑤	事業実施月数 ⑥	利用児童数（年間延人数） ⑦	うち、送迎対応利用児童数（年間延人数） ⑧	送迎対応 ⑨	看護師等雇上費 ⑩	送迎経費 ⑪	送迎対応を行う職員種別・人数 ⑫		送迎方法 ⑬	研修参加職員数 ⑭	普及定着促進費		改善分の減算の有無 ⑰
												（職員種別）	（人数）			改修費等 ⑮	礼金及び賃借料 ⑯	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

No.	対象経費の実支出額 ⑱	うち特定分（基本分・加算分） ⑲	うち一般分（改善分） ⑳	国庫補助基準額 ㉑	うち特定分（基本分・加算分） ㉒	うち一般分（改善分） ㉓
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）

1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑨欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑩欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑪欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑫欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等（看護師、準看護師、保健師又は助産師）の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑬欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑭欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること（1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。）。
12. ⑮⑯欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. ⑰欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
14. ⑲欄は、㉒欄の「うち特定分（基本分・加算分）」と同額を記入すること。ただし、その額が⑱欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合又は改善分の減算を適用している場合は、⑱欄と同額を記入すること。
15. ⑳欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、⑱欄の「対象経費の支出予定額」から⑲欄の「うち特定分（基本分・加算分）」を除いた額を記載記入すること。
16. ㉒欄は、別紙の第3欄に定める基準額（改善分を除く）を記入すること。
17. ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称 ①	減免分加算適用（生活保護）延べ人数 ②	うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数 ③	減免分加算適用（非課税世帯）延べ人数 ④	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（3）体調不良児型

①特定分（平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設。ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施月数 ④	利用児童数（年間延人数） ⑤	うち、送迎対応利用児童数（年間延人数） ⑥	送迎対応 ⑦	看護師等雇上費 ⑧	送迎経費 ⑨	送迎対応を行う職員種別・人数 ⑩		送迎方法 ⑪	研修参加職員数 ⑫	対象経費の実支出額 ⑬	国庫補助基準額 ⑭
										（職員種別）	（人数）				
1															
2															
3															
4															
5															
計															

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「有（一般）」と記載すること。
5. ⑧欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
6. ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
7. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等（看護師、準看護師、保健師又は助産師）の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
8. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施方法を記入すること。
9. ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること（1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。）。
10. 一般分（改善分）に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載について、②～⑤欄は記載せず、⑬欄及び⑭欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

②一般分（改善分）（平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設。ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施月数 ④	利用児童数（年間延人数） ⑤	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1							
2							
3							
4							
5							
計							

（記入上の注意）
1．②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
2．③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3．④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4．一般分（改善分）に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「ア．特定分」欄に記入すること。

（4）非施設型（訪問型）

No.	名称 ①	設置主体 ②	事業実施月数 ③	利用料金（1日当たり） ④	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）
1．②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

13．子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

基本事業																
事業開始年月 ①	会員数				支部数 ⑥	講習（24h以上）の実施 ⑦	土日実施加算 ⑧	預かり手増加のための取組加算			合同実施市町村 ⑫	ひとり親家庭等への利用支援				地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 ⑰
	提供会員 ②	依頼会員 ③	両方会員 ④	合計 ⑤				前年度提供・両方会員数 ⑨	増加人数 ⑩	増加割合 ⑪		ア 優先して調整 ⑬	イ 早朝、夜間等に対 ⑭	ウ援助会員への助成 ⑮	エ訪問実施 ⑯	

基本事業					病児・緊急対応強化事業							対象経費の実支出額 ㉚	国庫補助基準額 ㉛
開設準備経費		利用件数（年間延べ数）			事業開始年月 ㉓	利用件数（年間延べ数）			近隣市町村会員の受入 ㉗	初年度体制整備 ㉘	合同実施市町村 ㉙		
改修費・備品購入費 ⑱	礼金及び賃借料 ⑲	預かり ⑳	送迎 ㉑	合計 ㉒		預かり ㉔	送迎 ㉕	合計 ㉖					

（記入上の注意）

1．①欄は、基本事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。

2．②～⑤欄は、1年ごとに更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数が逆になっていないか確認すること。

3．⑥欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。

4．⑦欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「○」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「○」は記入できないことに留意すること。

5．⑧欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業説明会と事前顔合わせを合わせて年間30回以上実施した場合に「○」を記入すること。なお、事前顔合わせには、アドバイザー等が立ち会わなければならないことに留意すること。

6．⑨～⑪欄は、提供会員・両方会員（依頼会員は対象外）を右記のとおり増やした場合に、⑩⑪いずれか該当する方を記入。（前年度の会員数 19人以下→2人以上増、20～199人→1割以上増、200人以上→20人以上増）

7．⑫欄は、基本事業を合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名（24h講習のみ）」と記入すること。

8．⑬～⑯欄は、実施要綱3（3）②のア～エのうち実施している支援について「○」を記入すること。（複数選択可。なお、ひとり親家庭、低所得者及びダブルケア負担の世帯の全てに対し、いずれかの支援を行うこと。）

9．⑰欄は、地域子育て支援拠点等との連携を実施した場合は「○」を記入すること。

10．⑱、⑲欄は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。

11．⑳～㉒欄は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。なお、送迎については、1人の提供会員が1回の援助で送りと迎えの両方を行った場合でも、送迎1件と計上。

12．㉓欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。

13．㉔～㉖欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「0」を記入すること。
また、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。

14．㉗、㉘欄は、当てはまる場合に「○」を記入すること。

15．㉙欄は、会則等で受入を定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。また、当該措置は㉘の「複数市町村での合同実施」とは別の制度であることに留意すること。

16．㉙欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

別表２

１．放課後児童健全育成事業

①新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
　特別開所支援事業

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施日数 ②	対象経費の実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
		日	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
	合計（　か所）			

（記入上の注意）
1．①欄は、支援の単位ごとに作成し、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2．②欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）の平日における開所日数を記入すること。
3．③欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）の平日における開所日の対象経費を記入すること。
4．④欄は、②に補助基準額（11,000円）を乗じた額を記入すること。

②新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
特別開所人材確保支援事業

市町村名

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施日数 ②	対象経費の実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
		日	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
	合計（　か所）			

（記入上の注意）
1．①欄は、支援の単位ごとに作成し、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2．②欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）の平日における開所日数を記入すること。
3．③欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）の平日における開所日の対象経費を記入すること。
4．④欄は、②に補助基準額（21,000円）を乗じた額を記入すること。

③新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
特別支援事業

市町村名

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施日数 ②	対象経費の実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
		日	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
	合計（　か所）			

（記入上の注意）
1．①欄は、支援の単位ごとに作成し、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2．②欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）における開所日数を記入すること。
3．③欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）における開所日の対象経費を記入すること。
4．④欄は、②に補助基準額（36,000円）を乗じた額を記入すること。

④新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
特別人材確保支援事業

市町村名

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施日数 ②	対象経費の実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
		日	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
	合計（　か所）			

（記入上の注意）
1．①欄は、支援の単位ごとに作成し、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2．②欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）における開所日数を記入すること。
3．③欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）における開所日の対象経費を記入すること。
4．④欄は、②に補助基準額（26,000円）を乗じた額を記入すること。

⑤新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
　障害児受入推進事業

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施日数 ②	対象経費の実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
		日	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
	合計（　か所）			

（記入上の注意）
1．①欄は、支援の単位ごとに作成し、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2．②欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）における平日の事業実施日数を記入すること。
3．③欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）における事業実施日の対象経費を記入すること。
4．④欄は、②に補助基準額（6,000円）を乗じた額を記入すること。

⑥新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
障害児受入強化推進事業

市町村名

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施日数 ②	対象経費の実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
		日	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
	合計（　か所）			

（記入上の注意）
1．①欄は、支援の単位ごとに作成し、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2．②欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）における平日の事業実施日数を記入すること。
3．③欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）における事業実施日の対象経費を記入すること。
4．④欄は、②に補助基準額（6,000円）を乗じた額を記入すること。

⑦新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
医療的ケア児受入強化推進事業

市町村名

	事業所名（クラブ名） ①	事業実施日数 ②	対象経費の実支出額 ③	国庫補助 基準額 ④
		日	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
	合計（　か所）			

（記入上の注意）
1．①欄は、支援の単位ごとに作成し、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2．②欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）における平日の事業実施日数を記入すること。
3．③欄は、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）における事業実施日の対象経費を記入すること。
4．④欄は、②に補助基準額（12,000円）を乗じた額を記入すること。

⑧新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業

市町村名

	事業所名（クラブ名） ①	事業対象者数 ②	臨時休業等の日数 ③	対象経費の実支出額 ④	国庫補助 基準額 （②×③×500円） ⑤
		人	日	円	円
1					
2					
3					
4					
5					
	合計				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成し、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、市区町村の要請により、クラブを臨時休業または保護者に利用を自粛させた場合等で日割り利用料を返却した子どもの人数を記入すること。
3. ③欄は、市区町村の要請により、クラブを臨時休業または保護者に利用を自粛させた場合等の返却の対象となった日数を記入すること。
4. ②、③欄において、支援単位ごとに事業対象者数と日数の組み合わせが複数ある場合は、「〇〇クラブA(1)」「〇〇クラブA(2)」等と区分して記入すること。
5. ④欄は、臨時休業等の実施による利用料返還額を記入すること。

別表２

２．子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）　　市町村名

特例措置対象人数（延べ） ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
	円	円

（記入上の注意）

１．②欄は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー･サポート･センター事業を利用する場合における、子どもの預かりの援助を行いたい会員への利用料相当額の助成額を記入すること。

別表２

３．新型コロナウイルス感染症対策支援事業

市町村名

事業名	利用定員	実施か所数等 ①	対象経費の実支出額	② 円	③	国庫補助基準額 ④ 円
利用者支援事業	ー	か所	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
延長保育事業	19人以下	か所	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	20人以上59人以下	か所	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	60人以上	か所	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			

				「D　その他」の内容（自由記述）		

放課後児童健全育成事業	19人以下	支援単位	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	20人以上59人以下	支援単位	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	60人以上	支援単位	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
子育て短期支援事業	ー	か所	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			

乳児家庭全戸訪問事業	ー	市町村	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
養育支援訪問事業	ー	市町村	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
地域子育て支援拠点事業	ー	か所	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			

一時預かり事業	ー	か所	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
病児保育事業	ー	か所	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	ー	市町村	実支出額（A+B+C+D）	0	か所数	（　　）
			かかり増し経費（A+B）	0		
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
合　　計						（　　）

（記入上の注意）

1．②欄は、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費）及び、市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、
消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限り計上すること。

なお、かかり増し経費欄は以下の「A　人件費（手当、賃金等）」、「B　物品購入支援」の内訳により計上し、
「C　備品等購入費」欄は事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入に係る費用について計上し、
「D　その他」欄は、A～Cのいずれにも該当しないものについて記載すること。
また、「C　備品等購入費」に該当する場合及び「D　その他」については、支出予定の内容を具体的に記載すること。

・A　人件費（手当、賃金等）･･･超過勤務手当、割増賃金等、法人の給与規定等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金に必要な経費。
・B　物品購入支援･･･施設の感染防止対策の一環として、職員個人が必要とする物品等の購入支援に必要な経費。

2．延長保育事業の利用「定員」は、事業を実施する保育所等の定員をいう。

3．④欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額（※）の合計額を計上すること。
※実施か所等ごとの国庫補助基準額は、令和2年度の交付決定額を除いた額とする。

4．④欄の括弧内は、令和2年度の交付決定額を計上すること。

別表２

４．利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業
　　ＩＣＴ化推進事業

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名（クラブ名） ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
○利用者支援事業	円	円
1		（　　）
2		（　　）
3		（　　）
○放課後児童健全育成事業		
1		（　　）
2		（　　）
3		（　　）
○乳児全戸訪問事業		
		（　　）
○養育支援訪問事業		
		（　　）
○地域子育て支援拠点事業		
1		（　　）
2		（　　）
3		（　　）
合計（　か所）		（　　）

（記入上の注意）

1．①欄は、事業ごとに事業所名を記入すること。放課後児童健全育成事業については、支援の単位ごとに作成し、
　一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「○○クラブＡ」「○○クラブＢ」等と区分して記入すること。

2．②欄は、ICT化推進事業の対象経費を記入すること。

3．③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額（※）を計上すること。
　※実施か所等ごとの国庫補助基準額は、令和2年度の交付決定額を除いた額とする。

4．③欄の括弧内は、令和2年度の交付決定額を計上すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5．新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
（1） かかり増し経費・備品購入等			
（2） 感染症対策のための改修			
合計	0	0	0

（記入上の注意）

1．　②③欄には、「（1）かかり増し経費・備品購入等」「（2）感染症対策のための改修」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

別表２

５．新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）
（１）かかり増し経費・備品等購入費等

市町村名

事業名	利用定員	実施か所数等 ①	対象経費の実支出額	② 円	③	国庫補助基準額 ④ 円
利用者支援事業	―	か所	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
延長保育事業	19人以下	か所	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	20人以上59人以下	か所	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	60人以上	か所	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			

放課後児童健全育成事業	19人以下	支援の単位	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	20人以上59人以下	支援の単位	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
	60人以上	支援の単位	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
子育て短期支援事業	ー	か所	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			

乳児家庭全戸訪問事業	ー	市町村	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
養育支援訪問事業	ー	市町村	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
地域子育て支援拠点事業	ー	か所	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			

一時預かり事業	―	か所	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
病児保育事業	―	か所	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	―	市町村	実支出額（A+B+C+D）		か所数	
			かかり増し経費（A+B）			
			A　人件費（手当、賃金等）			
			B　物品購入支援			
			C　備品等購入費			
			「C　備品等購入費」の内容（自由記述）			
			D　その他			
			「D　その他」の内容（自由記述）			
合　　計						

（記入上の注意）

1．②欄は、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）及び、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限り計上すること。

なお、かかり増し経費欄は以下の「A　人件費（手当、賃金等）」、「B　物品購入支援」の内訳により計上し、
「C　備品等購入費」欄はマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のためのの備品の購入に係る費用について計上し、
「D　その他」欄は、A～Cのいずれにも該当しないものについて記載すること。
また、「C　備品等購入費」に該当する場合及び「D　その他」については、内容を具体的に記載すること。

・A　人件費（手当、賃金等）･･･超過勤務手当等の割増賃金等、法人の給与規定等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金に必要な経費。
・B　物品購入支援･･･事業所等の感染防止対策の一環として、職員個人が必要とする物品等の購入支援に必要な経費。

2．延長保育事業の利用「定員」は、事業を実施する保育所等の定員をいう。

3．④欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表２

５．新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）
（２）感染症対策のための改修

市町村名

事業名	事業所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
		円	円
利用者支援事業	か所		
延長保育事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
一時預かり事業	か所		
病児保育事業	か所		
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市町村		
合計			

（記入上の注意）
1．②欄は、感染症対策のための改修に必要な経費を記入すること。
2．③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表２

６．利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業
　　ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業名	事業所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
		円	円
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
合計			

（記入上の注意）
1．②欄は、ICT化推進事業の対象経費を記入すること。
2．③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。